

別記第1号様式

上 場 契 約 書

年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本 店 所 在 地 _____

商 号 又 は 名 称 _____ 印

代表者の役職氏名 _____ 印

_____（以下「当社」という。）は、その発行する株券等を上場するについて、株式会社東京証券取引所（以下「貴取引所」という。）が定めた下記の事項を承諾します。

記

1. 貴取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定（以下「諸規則等」という。）のうち、当社及び上場される会社の株券等（以下「上場株券等」という。）に適用のあるすべての規定を遵守すること。
2. 諸規則等に基づいて、貴取引所が行う上場株券等に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。
3. 本契約から生じる又は上場株券等に関する当社と貴取引所との間の一切の訴訟等については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすること。

以上

（本申請書は、本申請書に準じて英語で記載したものを提出することができます。）

別記第2号様式

新規上場申請に係る宣誓書

年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地 _____

商号又は名称 _____ 印

代表者の役職氏名 _____ 印

_____（以下「当社」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「貴取引所」という。）への新規上場申請に関し、下記のとおり宣誓します。

記

1. 新規上場申請及び上場適格性の調査・確認において貴取引所又はJ-Adviserに提出する書類には、必要となる内容を漏れなく記載しており、かつ、記載した内容はすべて真実です。
2. 前項の規定又は貴取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定（以下「諸規則等」という。）について違反事実が判明した場合には、それに関して貴取引所が行う一切の措置に対して異議を申し立てません。
3. 当社は、諸規則等に基づく権利・義務等に関して、J-Adviserその他の適切な専門家から助言及び指導を受けており、その内容を理解して同意いたします。
4. 当社は、前項に規定する専門家からの助言及び指導に従って適切に行動しており、かつ今後も適切に行動いたします。

以上

（本申請書は、本申請書に準じて英語で記載したものを提出することができます。）

別記第3号様式

特 定 証 券 情 報

- 【表紙】
- 【公表書類】 特定証券情報
- 【公表日】 年 月 日
- 【発行者の名称】 (2)
- 【代表者の役職氏名】 (3)
- 【本店の所在の場所】
- 【電話番号】
- 【事務連絡者氏名】
- 【担当 J—A d v i s e r の名称】 (4)
- 【担当 J—A d v i s e r の代表者の役職氏名】
- 【担当 J—A d v i s e r の本店の所在の場所】
- 【担当 J—A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】
- 【電話番号】
- 【有価証券の種類】 (5)
- 【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】 (6)
- 【取引所金融商品市場等に関する事項】 (7)
- 【安定操作に関する事項】 (8)
- 【公表されるホームページのアドレス】 (9)
- 【投資者に対する注意事項】 (10)

- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、特定証券情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第二部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 特定証券情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、特定証券情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の33において準用する法第21条第1項第1号及び法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J—A d v i s e r が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J—A d v i s e r を選任する必要があります。J—A d v i s e r の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載される TOKYO PRO Market に係る諸

規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、特定証券情報の内容（特定証券情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【証券情報】

第1 【特定投資家向け取得勧誘の要項】

1 【新規発行株式】(11)

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行数	内容

2 【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】

(1) 【特定投資家向け取得勧誘の方法】(12)

形態	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
計（総発行株式）			

(2) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】(13)

額面・無額面の別	発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

3 【株式の引受け】(14)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数（株）	引受けの条件
計	—		—

4 【新規発行新株予約権証券】(15)

(1) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】

(2) 【新株予約権の内容等】

(3) 【新株予約権証券の引受け】

5 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】(16)

(1) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】

(2) 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券の内容等】

(3) 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券の引受け】

6 【新規発行等の理由及び新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行等による手取金の額】(17)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）

(2) 【新規発行等の理由及び手取金の使途】(18)

第2 【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】

1 【売付け有価証券】(19)

(1) 【売付け株式】

記名・無記名の別、 額面・無額面の別及 び種類	売付け数	売付け価額の総額（円）	売付けに係る株式 の所有者の住所及 び氏名又は名称

(2) 【売付け新株予約権証券】

売付け数	売付け価額の総額（円）	売付けに係る新株予約権証券の 所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権の内容等)

(3) 【売付け預託証券及び売付け有価証券信託受益証券】

売付け数	売付け価額の総額（円）	売付けに係る預託証券又は有 価証券信託受益証券の所有者 の住所及び氏名又は名称

(預託証券又は有価証券信託受益証券の内容等)

2 【売付けの条件】(20)

売付け価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠 金 (円)	申込受付 場所	売付けの委 託を受けた 者の住所及 び氏名又は 名称	売付けの委 託契約の内 容

第3 【第三者割当の場合の特記事項】(20—2)

- 1 【割当予定先の状況】(20—3)
- 2 【株券又は新株予約権証券の継続所有】(20—4)
- 3 【発行条件に関する事項】(20—5)
- 4 【大規模な第三者割当に関する事項】(20—6)
- 5 【第三者割当後の株主の状況】(20—7)
- 6 【大規模な第三者割当の必要性】(20—8)
- 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】(20—9)
- 8 【その他参考になる事項】(20—10)

第4 【その他の記載事項】(21)

第二部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

- 1 【会社制度等の概要】(22)
 - (1) 【発行者の属する国・州等における会社制度】
 - (2) 【発行者の定款等に規定する制度】
- 2 【外国為替管理制度】(23)
- 3 【課税上の取扱い】(24)

第2 【企業の概況】

- 1 【主要な経営指標等の推移】(25)
- 2 【沿革】(26)
- 3 【事業の内容】(27)
- 4 【関係会社の状況】(28)
- 5 【従業員の状況】(29)

第3 【事業の状況】

- 1 【業績等の概要】(30)
- 2 【生産、受注及び販売の状況】(31)
- 3 【対処すべき課題】(32)
- 4 【事業等のリスク】(33)
- 5 【重要な契約等】(34)
- 6 【研究開発活動】(35)
- 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(36)

第4【設備の状況】

- 1 【設備投資等の概要】(37)
- 2 【主要な設備の状況】(38)
- 3 【設備の新設、除却等の計画】(39)

第5【発行者の状況】

- 1 【株式等の状況】
 - (1) 【株式の総数等】(40)

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数	未発行株式数	発行数	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
計					—

- (2) 【新株予約権等の状況】(41)

区分	最近事業年度末現在 (年 月 日)	公表日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3) 【ライツプランの内容】 (42)

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】 (43)

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総 数 残 高 (株)	資本金増減 額 (円)	資本金残 高 (円)	資本準備 金増減額 (円)	資本準備 金 残 高 (円)

(5) 【所有者別状況】 (44)

年 月 日現在

[illegible]

(6) 【議決権の状況】(45)

① 【発行済株式】

年 月 日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式		—	
議決権制限株式（自己株式等）		—	
議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式等）		—	
完全議決権株式（その他）			
単元未満株式		—	
発行済株式総数		—	—
総株主の議決権	—		—

② 【自己株式等】

年 月 日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
計	—				

(7) 【ストックオプション制度の内容】(46)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(8) 【従業員株式所有制度の内容】(46—2)

2 【自己株式の取得等の状況】(47)

【株式の種類等】(48)

(1) 【株主総会決議による取得の状況】(49)

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(年 月 日)での 決議状況 (取得期間 年 月 日～ 年 月 日)		
最近事業年度前における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 (年 月 日～ 年 月 日)		
残存授権株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
最近期間における取得自己株式		
公表日現在の未行使割合(%)		

(2) 【取締役会決議による取得の状況】(50)

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(年 月 日)での 決議状況 (取得期間 年 月 日～ 年 月 日)		
最近事業年度前における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 (年 月 日～ 年 月 日)		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
最近期間における取得自己株式		
公表日現在の未行使割合(%)		

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】(51)

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 (52)

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 ()				
保有自己株式数		—		—

3 【配当政策】 (53)

4 【株価の推移】 (54)

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次			
決算年月			
最高 (円)			
最低 (円)			

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別						
最高 (円)						
最低 (円)						

5 【役員の状況】 (55)

男性 名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
計							

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】(56)

(2) 【監査報酬の内容等】(57)

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（円）	非監査業務に基づく報酬（円）
発行者		
連結子会社		
計		

② 【その他重要な報酬の内容】

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

④ 【監査報酬の決定方針】

第6 【経理の状況】(59)

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】(60)

① 【連結貸借対照表】(61)

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】(62)

③ 【連結株主資本等変動計算書】(63)

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】(64)

⑤ 【連結附属明細表】(65)

(2) 【主な資産及び負債の内容】(66)

(3) 【その他】(67)

第7 【外国為替相場の推移】(68)

1 【最近3年間の事業年度別為替相場の推移】

回次			
決算年月			
最高（円）			
最低（円）			
平均（円）			
期末（円）			

2 【最近6月間の月別最高・最低為替相場】

月別						
最高（円）						
最低（円）						
平均（円）						

3 【最近日の為替相場】

円（ 年 月 日）

第8【発行者の株式事務の概要】(69)

事業年度	月 日から 月 日まで
定時株主総会	月中
基準日	月 日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	月 日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

第三部【特別情報】

第1【有価証券の様式】(70)

第2【外部専門家の同意】(71)

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】(72)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由

第2【第三者割当等の概況】(73)

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権	新株予約権付社債
発行年月日			
種類			
発行数			
発行価格			
資本組入額			
発行価額の総額			
資本組入額の総額			
発行方法			

保有期間等に関する確約			
-------------	--	--	--

2【取得者の概況】

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割 当 株 数 (株)	価 格 (単 価) (円)	取得者と発行者との関係

3【取得者の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数 (株)	価格(単価) (円)	移動理由

第3【株主の状況】(74)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—		

第五部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項及び記載上の注意は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、必要に応じて本国等における法制度、会計基準（特例第110条第6項に規定するものに限る。）、実務慣行等を勘案した上で、これに準じて記載（「表示」を含む。以下同じ。）することができる。また、特定証券情報を英語で記載する場合には、記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。
- b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、特定証券情報の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- d 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、一定の日における為替相場により換算することとし、換算に当たって採用した換算の基準として当該日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を注記すること。
- e 時価又は時価に近い一定の価格により発行する有価証券につき、その発行価格の決定前に勧誘を行う必要がある場合、「第一部 証券情報」に掲げる事項のうち、以下に掲げる事項を公表しないことができる。この場合において、特定証券情報において公表しなかった事項につき、その内容が決定したときは、特例第111条第2項の規定に従い、訂正特定証券情報を公表すること。
 - (a) 発行価格（又は売付け価格）
 - (b) 資本組入額（取得勧誘の場合に限る。）
 - (c) 申込証拠金
 - (d) 申込取扱場所（又は申込受付場所）
 - (e) 引受人（又は売付けの委託を受けた者）（元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所
 - (f) 引受株式数及び引受けの条件（又は売付けの委託契約の内容）
- f 「第二部 企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。
- g 「第二部 企業情報」に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
- h 発行者が連結財務諸表等を作成すべき会社に該当しない場合には、財務書類として発行者の財務諸表等掲げるものとする。財務諸表等を掲げた場合、連結財務諸表等に係る様式及び記載上の注意は、財務諸表等に係るものとして読み替えられるものとする。
- i 第二部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。
 - (a) 財務書類として連結財務諸表等（連結財務諸表及び中間連結財務諸表をいう。以下同じ。）を掲げている場合には、連結会社について記載すること。
 - (b) 財務書類として前hに従い財務諸表等（財務諸表及び中間財務諸表をいう。以下同じ。）のみを掲げている場合には、発行者について記載すること。ただし、発行者の事業に密接な関係を有する親会社がある場合には、それらについても記載事項ごとに又は一括して記載すること。

j 本様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する内国会社について示したものであり、委員会設置会社及び外国会社並びに特定有価証券の発行者については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

k (36)のc、(70)、(72)及び(73)の記載については、対象となる有価証券（特定有価証券を除く。）について、T O K Y O P R O M a r k e t への新規上場申請に係る特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等（以下「新規上場前の勧誘等」という。）を行う場合においてのみ記載することを要し、その他の場合には記載を省略することができる。

l 特定証券情報の対象となる有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、当該特定証券情報に係る有価証券が預託証券である場合にあっては預託を受ける者、有価証券信託受益証券である場合にあっては受託者）がある場合には、本様式第三部中「第2 外部専門家の同意」の次に「第3 その他の重要な会社の情報」の項目を設け、当該会社の企業情報について次の事項を記載すること。

(a) 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(b) 当該会社の名称、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所

(c) 当該会社に関する事項 本様式「第二部企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

(d) 当該会社が法令に従い有価証券報告書を提出している場合には、前(c)に代えて、その旨及び有価証券報告書を縦覧に供している場所を記載すれば足りる。

(e) 当該会社が法令及び特例に従い発行者情報を公表している場合には、(c)に代えて、その旨及び発行者情報が公表されているウェブサイトのアドレスを記載すれば足りる。

m 特定証券情報の対象となる有価証券が特定有価証券である場合には、本様式第二部「企業情報」とあるのを「ファンド情報等」と改め、第二部中「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに代えて、「ファンドの状況」、「管理及び運営」、「ファンドの経理状況」、「証券事務の概要」、「運用会社の概況」及び「その他の関係法人の概況」を記載すること。

(1-2) 参照方式

1年間継続して発行者情報を公表している発行者は、法第27条の32第3項の規定により、当該発行者の直近の連結会計年度に係る発行者情報（当該発行者情報の公表後に公表された連結中間会計年度に係る発行者情報を含む。）及び訂正発行者情報（以下「参照情報」という。）を参照すべき旨を記載したときは、本様式第二部及び第四部の記載を省略することができる。この場合、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（以下「証券情報等内閣府令」という。）第4条第2項第1号に掲げる特定取引所規則において定める方法は、本様式に第二部として「参照情報」の項目を設け、当該発行者の参照情報について次に掲げる事項を記載する方法とする。

a 参照情報

証券情報等内閣府令第2条第2項第1号ハ及びニ（対象となる有価証券が特定有価証券である場合には、同項第2号ハ及びニとする。）に掲げる事項に関する情報については、参照情報を参照すべき旨を記載し、参照情報の名称、公表年月日及び参照情報を公表しているホームページのアドレスを記載すること。

b 参照情報の補完情報

参照情報としての発行者情報の公表日以後特定証券情報公表日までの間において、当該発行者情報に記載された「事業等のリスク」（対象となる有価証券が特定有価証券である場合には、「投資リスク」とする。）について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分りやすく記載すること。また、参照情報としての発行者情報に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は特定証券情報公表日現在において判断した事項である旨を記載すること。

(2) 発行者の名称

発行者の名称を特定証券情報の公表に用いる言語で記載し、原語名がこれらと異なる場合には、原語名を括弧内に記載すること。また、これらに加えて、英語の表記を括弧内に記載しても差し支えない。

(3) 代表者の役職氏名

特定証券情報の公表について正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

(4) 担当 J—A d v i s e r の名称

特例第102条第1項の規定に基づき選任した J—A d v i s e r の名称を記載すること。

(5) 有価証券の種類

特定証券情報により公表の対象とした特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の種類を記載すること。当該有価証券が M S C B 等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載すること。

(6) 有価証券の発行価額又は売付け価額の総額

a 特定証券情報により公表の対象とした特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等ごとに、発行価額の総額又は売付け価額の総額を記載すること。なお、対象となる有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売付け価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を併せて記載すること。「発行価格」若しくは「売付け価格」を記載しないで特定証券情報を公表する場合又は算式表示により特定証券情報を公表する場合には、特定証券情報の公表日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

b 本邦通貨への換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

(7) 取引所金融商品市場等に関する事項

a 特定証券情報の公表日において、対象となる有価証券が取引所金融商品市場（特定取引所金融商品市場を含む。）又はこれと同等の海外の取引所市場に上場されている場合には、当該取引所金融商品市場又は海外の取引所市場の名称を記載すること。

b 対象となる有価証券について、新規上場前の勧誘等を行う場合には、その旨及び T O K Y O P R O M a r k e t への上場予定日（以下「上場予定日」という。）を記載すること。

c 特定証券情報の公表日において、対象となる有価証券が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の名称を記載すること。

d その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載すること。

e 振替機関の名称及び住所を記載すること。

(8) 安定操作に関する事項

金融商品取引法施行令（以下「令」という。）第20条第1項に規定する安定操作取引を行うことがある場合には、令第21条各号に掲げる事項（本邦以外の地域において安定操作取引に準ずる取引が行われることがある場合には、これらに準ずる事項）を記載すること。

(9) 公表されるホームページのアドレス

特定証券等情報及び発行者等情報を公表するホームページのアドレスをすべて記載すること。

(10) 投資者に対する注意事項

投資者に対する注意事項として、様式に掲げる事項その他発行者が必要と判断した事項を記載すること。

(11) 新規発行株式

- a 新規発行株式の種類ごとに、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」、「発行数」及び「内容」を記載すること。
- b 「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄には、「記名式額面普通株」のように記載し、額面株式については券面額を付記すること。ただし、内国会社については、記名・無記名の別及び額面・無額面の別の記載を省略することができる。
- c 「発行数」の欄には、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄の区分に従い発行数を記載すること。
- d 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。この場合において、会社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社をいう。以下同じ。）であるときは、同法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。
- e 欄外には、新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議の年月日又は行政庁の認可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。
- f 会社が新規発行株式と異なる種類の株式についての定めを定款に定めている場合には、欄外にその旨を記載すること。この場合において、新規発行株式と当該異なる種類の株式の単元株式数又は議決権の有無若しくはその内容に差異があるときは、その旨及びその理由を欄外に記載すること。
- g 特定証券情報に係る新規発行株式の特定投資家向け取得勧誘と同時に準備金の資本組入れ等による新規株式の発行が行われる場合には、その旨を注記すること。
- h 新規発行株式がMSCB等である場合には、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄にその旨を記載すること。また、欄外に、当該MSCB等の特質その他株主の権利の保護を図るために必要な事項を記載すること。
- i 特定証券情報の対象とした特定投資家向け取得勧誘が自己株式の処分にかかるもの（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下「定義府令」という。）第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘をいう。）である場合には、その旨を欄外に記載すること。

(12) 特定投資家向け取得勧誘の方法

- a 「形態」の欄には、特定投資家向け取得勧誘を株主割当てとそれ以外のものに区分して記載すること。

株主割当てについては割当日、割当比率等を、株主割当て以外のものについては発行者が直接勧誘するものとその他のものに区分しその発行数を、それぞれ欄外に記載すること。なお、株主割当て以外のものの場合であって株主に対し他の者に優先して募入決定を行うときは、その旨、その株数及び優先募入の決定方法等を欄外に記載すること。

- b 一部払込発行の場合には、払込金額の総額を「発行価額の総額」の欄に内書きすること。
 - c 「発行価格」若しくは「資本組入額」を記載しないで特定証券情報を公表する場合又は算式表示により特定証券情報を公表する場合には、「発行価額の総額」又は「資本組入額の総額」は特定証券情報の公表日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。
 - d 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。
- (13) 特定投資家向け取得勧誘の条件
- a 「発行価格」の欄には、1株の発行価額を記載すること。一部払込発行の場合には、1株の払込金額を「発行価格」の欄に内書きすること。なお、算式表示の場合において、最低発行価額（取締役会等の決議により、当該算式により算出された価額が一定の価額を下回るときには当該一定の価額を1株の発行価額とすることを定めている場合における当該価額）が定められているときには、その旨及びその金額を記載すること。また、取締役会等の決議により、当該算式により算出された価額が最低発行価額を下回る場合において当該新株の発行を中止すること等を定めているときは、その旨を付記すること。最低発行価額を記載しないで特定証券情報を公表するときには、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること（(15)において新株予約権証券の新株予約権の行使により発行する株式の発行価格を算式表示する場合においても同じ。）。
 - b 「資本組入額」の欄には、1株の発行価額のうち資本金に組み入れる金額を記載すること。なお、算式表示の場合には、当該算式に基づいて記載すること。
 - c 欄外には、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込みがない場合の株式の割当てを受ける権利（新株引受権）の消滅、申込みがない株式の処理、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理、払込期日の確定の有無その他申込み及び払込みに関し必要な事項を記載すること。
 - d 「発行価格」又は「資本組入額」を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、これらの決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
 - e 「申込取扱場所」を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、その決定予定時期を注記すること。
- (14) 株式の引受け
- a 元引受契約（株主割当ての場合の失権株を引き受けるものを含む。）を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。
 - b 「引受けの条件」の欄には、買取引受け・残額引受け等の別、引受人に支払う手数料等を記載すること。なお、算式表示の場合には、引受人に支払う手数料等は当該算式に基づいて記載すること。
 - c 「引受人の氏名又は名称」、「住所」、「引受株式数」又は「引受けの条件」を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、これらの決定予定時期を注記すること。
- (15) 新規発行新株予約権証券
- a 特定証券情報に係る新規発行新株予約権証券について、新株予約権の目的となる株式の種類ごとに区分して、発行数、発行価額の総額、発行価格、申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、割当日、払込期日、払込取扱場所を記載すること。
 - b 発行価格を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、発行価額の総額は特定証券情報の公表日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。

- c 発行価格は、新株予約権 1 個の発行価格を記載すること。また、発行価格を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
 - d 申込取扱場所を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、その決定予定時期を注記すること。
 - e 割当日は、会社法第238条第 1 項第 4 号に規定する割当日を記載すること。
 - f 新株予約権証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み又は払込みに関し必要な事項を記載すること。
 - g 新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第 1 回目の配当、株券の交付方法等新株予約権の行使により発行し、又は移転する株式に関し必要な事項を記載すること。
 - h 新株予約権の目的となる株式の種類は、新株予約権の目的となる株式の種類及び内容を、(11)の a 及び d に準じて記載すること。
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格及び資本組入額を記載すること。なお、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格について算式表示を行う場合には、資本組入額は当該算式に基づいて記載すること。
 - j 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額又は新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
 - k 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件は、会社法第236条第 1 項第 7 号に規定する事項を記載すること。
 - l 代用払込みに関する事項は、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。
 - m 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、会社法第236条第 1 項第 8 号に規定する事項を記載すること。
 - n 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めている会社については、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収への対応方針）の一環として、新株予約権証券を発行する場合はその旨を欄外に記載すること。
 - o 新株予約権証券の引受けについては、前(14)に準じて記載すること。
 - p 新株予約権証券がM S C B等である場合には、(11)の h に準じて記載すること。
- (16) 新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券
- a 特定証券情報に係る新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を記載すること。
 - b 発行価格を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、発行価額の総額は特定証券情報の公表日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。
 - c 発行価格を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
 - d 申込取扱場所を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、その決定予定時期を注記すること。

- e 当該預託証券及び有価証券信託受益証券に表示される権利に係る有価証券の内容について具体的に記載すること。
 - f 当該預託証券及び有価証券信託受益証券の発行の仕組みについて、明瞭に記載すること。
 - g その他の事項で、当該預託証券及び有価証券信託受益証券に係る権利につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載すること。
 - h 新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券の引受けについては、(14)に準じて記載すること。
- (17) 新規発行等による手取金の額
- a 「発行価格」を記載しないで特定証券情報を公表する場合又は算式表示により特定証券情報を公表する場合には、「払込金額の総額」は特定証券情報の公表日現在における見込額を記載し、その旨を注記すること。
 - b 「発行諸費用の概算額」の欄には、発行者が負担すべき発行諸費用の総額を記載すること。
- (18) 新規発行等の理由及び手取金の使途
- a 新規発行等の理由として資金調達以外の理由がある場合には、その理由を記載すること。
 - b 発行者が取得する手取金の使途を設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係会社に対する出資又は融資等に区分し、手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期を具体的に記載すること。
 - c 当該手取金を事業の買収に充てる場合には、その事業の内容及び財産について概要を説明すること。
- (19) 売付け有価証券
- a 額面株式については、「売付け株式」の「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄に券面額を付記すること。ただし、内国会社については、記名・無記名の別及び額面・無額面の別の記載を省略することができる。
 - b 「売付け価格」を記載しないで特定証券情報を公表する場合又は算式表示により特定証券情報を公表する場合には、「売付け価額の総額」は特定証券情報の公表日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。
 - c 売付けに係る有価証券の所有者が2人以上ある場合には、「売付け株式」「売付け新株予約権証券」又は「売付け預託証券及び売付け有価証券信託受益証券」について所有者別に記載すること。
 - d 「売付け新株予約権証券」の「新株予約権の内容等」は、(15)に準じて記載すること。
 - e 「売付け預託証券及び売付け有価証券信託受益証券」の「預託証券及び有価証券信託受益証券」の内容等は、(16)に準じて記載すること。
- (20) 売付けの条件
- a 「売付け価格」の欄には、株式については1株の売付け価額を、新株予約権証券については新株予約権1個の売付け価額を、売付け預託証券及び売付け有価証券信託受益証券については1口の売付け価額を記載すること。
 - b 「売付けの委託契約の内容」の欄には、売付けの委託手数料の額、売付け残が生じた場合の処理等について記載すること。なお、算式表示の場合には、委託手数料の額は当該算式に基づいて記載すること。
 - c 株式受渡期日その他売付けの事務上必要な事項を欄外に記載すること。
 - d 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。
 - e 「売付けの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称」を記載しないで特定証券情報を公表する場合には、その決定予定時期を注記すること。
 - f 「売付け価格」又は「申込受付場所」を記載しないで特定証券情報を公表する場

合には、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

g 売付け有価証券がM S C B等である場合には、(11)のhに準じて記載すること。

(20—2) 第三者割当の場合の特記事項

第三者割当の方法により、株券又は新株予約権証券の特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を行う場合に記載すること。なお、一定の日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主に対して行われる株券又は新株予約権証券の特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等のうち、その発行の態様から、当該株券又は新株予約権証券を特定の株主が取得するものと考えられるもの（例えば、特定の株主のみが当該株券又は新株予約権証券の特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等に応じることになると考えられる発行価格その他の条件を設定しようとするもの）を行う場合には、当該特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を第三者割当の方法により行うものとみなして記載すること。

(20—3) 割当予定先の状況

次のaからgまでに掲げる事項について、割当予定先（第三者割当により発行者が割当を予定している者をいう。）ごとに当該aからgまでに定めるところにより記載すること。

a 割当予定先の概要

次の(a)から(e)までに掲げる割当予定先の区分に応じ、当該(a)から(e)までに定める事項を記載すること。(e)に定める事項については可能な範囲で記載すること。

(a) 個人 氏名、住所及び職業の内容

(b) 有価証券報告書提出会社 名称、本店の所在地及び特定証券情報の公表日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された半期報告書を含む。）の提出日

(c) 発行情報公表会社（前(b)に該当するものを除く。） 名称、本店の所在地及び特定証券情報の公表日において既に公表されている当該割当予定先の直近の連結会計年度に係る発行情報（当該発行情報の公表後に公表された連結中間会計年度に係る発行情報を含む。）の公表日並びに発行情報を公表している割当予定先のホームページのアドレス

(d) (b)及び前(c)のいずれにも該当しない法人 名称、本店の所在地、国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先（割当予定先が非居住者の場合に限る。）、代表者の役職及び氏名、資本金、事業の内容並びに主たる出資者及びその出資比率

(e) (b)から前(d)までのいずれにも該当しない団体 名称、所在地、国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先（割当予定先が非居住者の場合に限る。）、出資額、組成目的、主たる出資者及びその出資比率並びにその業務執行組合員又はこれに類する者（以下「業務執行組合員等」という。）に関する事項（(a)からこの(e)までに掲げる当該業務執行組合員等の区分に応じ、当該(a)からこの(e)までに定める事項とする。）

なお、割当予定先又は業務執行組合員等が個人である場合における住所の記載にあたっては、市町村（政令指定都市にあつては区）程度の記載で差し支えない。

b 発行者と割当予定先との間の関係

発行者と割当予定先との間に出資、人事、資金、技術又は取引等において重要な関係がある場合には、その内容を具体的に記載すること。また、割当予定先が組合その他の団体であつて、その業務執行組合員等と発行者との間に出資、人事、資金、技術又は取引等において重要な関係がある場合には、その具体的な内容を併せて記載すること。

c 割当予定先の選定理由

割当予定先を選定した理由及び経緯を具体的に記載すること。

d 割り当てようとする株式の数

この特定証券情報に係る第三者割当により割り当てられる株式又は新株予約権の目的である株式の数を記載すること。

e 株券又は新株予約権証券の保有方針

この特定証券情報に係る第三者割当に係る株券又は新株予約権証券について、割当予定先による保有方針を確認した場合は、その内容を記載すること。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先がこの特定証券情報に係る第三者割当に対する払込みに要する資金又は財産を保有することを確認した結果及びその確認の方法を具体的に記載すること。

g 割当予定先の実態

割当予定先が保有することとなる発行者の株券又は新株予約権証券について、株主として権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有する者が存在する場合には、その旨及びこれらの権限の内容を具体的に記載すること。また、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下この g において「特定団体等」という。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて記載するとともに、その確認方法を具体的に記載すること。

(20—4) 株券又は新株予約権証券の継続所有

この特定証券情報に係る第三者割当に係る株券又は新株予約権証券について、割当予定先にその継続所有を確約させる場合には、その旨及びその内容を記載すること。

(20—5) 発行条件に関する事項

a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方を具体的に記載すること。

b この特定証券情報に係る第三者割当による有価証券の発行（以下この b において「当該発行」という。）が会社法に定める特に有利な金額又は特に有利な条件による発行（以下この b において「有利発行」という。）に該当するものと判断した場合には、その理由及び判断の過程並びに当該発行を有利発行により行う理由を具体的に記載すること。また、当該発行が有利発行に該当しないものと判断した場合には、その理由、判断の過程及び当該発行に係る適法性に関して監査役が表明する意見又は当該判断の参考にした第三者による評価があればその内容を記載すること。

(20—6) 大規模な第三者割当に関する事項

この特定証券情報に係る第三者割当により次の a から c までのいずれかに掲げる場合に該当することとなる場合には、その旨及びその理由を記載すること。なお、議決権の数の算出に当たっては、算定の基礎となる株式の数が公表日後のいずれか一日の市場価額その他の指標に基づき決定される場合には、公表日又はその前日のいずれかの日の市場価額その他の指標に基づいて計算すること。

a 第三者割当により割り当てられる株式又は新株予約権の目的である株式に係る議決権の数（当該議決権の数に比して、当該株式又は当該新株予約権の取得と引換えに交付される株式又は新株予約権（社債に付されているものを含む。以下この（20—6）及び次（20—7）において「株式等」という。）に係る議決権の数が大きい場合には、当該議決権の数のうち最も大きい数をいい、以下この（20—6）及び次（20—7）において「割当議決権数」という。）（この特定証券情報に係る株式又は新株予約権の取得勧誘等と並行して行われており、又はこの特定証券情報の提出日前 6 月以内に行われた第三者割当がある場合には、割当議決権数に準じて算出した当該第三者割当により割り当てられ、又は割り当てられた株式等に係る議決権の数（当該第三者割当以後に株式分割が行われた場合にあっては当該株式分割により増加した議決権の数を加えた数、株式併合が行われた場合にあっては当該株式併合により減少した議決権の数を除いた数。以下この a において「加算議決権数」とい

う。)を含む。)を発行者の総株主の議決権(「第二部 企業情報」の「第5 発行者の状況」の「1 株式等の状況」の「(6) 議決権の状況」の「① 発行済株式」に記載すべき総株主の議決権をいう。以下次b及び次(20—7)のcにおいて同じ。)の数から加算議決権数を控除した数で除した数が0.25以上となる場合

- b 割当予定先が割り当てられた割当議決権数を所有した場合に支配株主(発行者の親会社又は発行者の総株主の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する主要株主(自己の計算において所有する議決権の数と次の(a)及び(b)に掲げる者が所有する議決権の数とを合計した数が発行者の総株主の議決権の100分の50を超える者に限る。)をいう。)となる者が生じる場合

(a) その者の近親者(二親等内の親族をいう。次(b)において同じ。)

(b) その者及びその近親者が当該総株主の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人その他の団体(以下この(b)において「法人等」という。)並びに当該法人等の子会社

- c その他流通市場又は株主の権利に与える影響が上記a又は前bに掲げる場合と同等と評価される場合

(20—7) 第三者割当後の株主の状況

- a この特定証券情報に係る第三者割当により割当予定先に株式が割り当てられ、又は割り当てられた新株予約権が行使された場合(当該株式又は当該新株予約権の取得と引換えに株式等が交付された場合を含む。以下この(20—7)において同じ。)における株主の状況について、(74)のbからfまでに準じて記載すること。

- b 「割当後の所有株式数」は、当該割当予定先の割当議決権数に係る株式の数を所有株式数に加算した数を記載すること。

- c 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を総株主の議決権の数に割当議決権数を加えた数で除して算出した割合(小数点以下3桁を四捨五入し小数点以下2桁までの割合)を記載すること。

(20—8) 大規模な第三者割当の必要性

- a この特定証券情報に係る第三者割当が(20—6)に規定する場合における第三者割当(以下この(20—8)において「大規模な第三者割当」という。)に該当する場合には、大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容について、具体的に記載すること。

- b 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程(経営者から独立した者からの当該大規模な第三者割当についての意見の聴取、株主総会決議における株主の意思の確認その他の大規模な第三者割当に関する取締役会の判断の妥当性を担保する措置を講じる場合は、その旨及び内容を含む。)を具体的に記載すること。

(20—9) 株式併合等の予定の有無及び内容

発行者の株式に係る議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為が予定されている場合には、当該行為の目的、予定時期、方法及び手続き、当該行為後の株主の状況、株主に交付される対価その他当該行為に関する内容を具体的に記載すること。

(20—10) その他参考になる事項

自己株式又は自己新株予約権の特定投資家向け売付け勧誘等により第三者割当を行う場合には、当該特定投資家向け売付け勧誘等による手取金の使途について、(18)のbに準じて記載すること。

(21) その他の記載事項

- a 工場、製品等の写真、図面その他投資者の判断に重要な影響を与える事項がある場合には、その旨を記載すること。

- b 特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等に関する情報(例えば、当該有価証券の特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等が特殊な方法により行われる場合の当該方法の内容、当該有価証券の特定投資家向け取

得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等が本邦外において同時に行われる場合のその内容)で特に記載すべき事項(特定証券情報の他の箇所に記載すべき事項を除く。)がある場合には、当該事項を記載することができる。

(22) 会社制度等の概要

- a 発行者の属する国・州等における会社制度全般についてその概要を記載すること。特に株主総会、取締役会等の会社の機関及びその権限に関する事項、株式に関する事項並びに会社の計算に関する事項等について記載すること。ただし、内国会社(特定有価証券の発行者である場合を除く。)が日本語で特定証券情報を公表する場合には、その記載を省略することができる。
- b 発行者が定款等において規定する当該発行者の制度についてその概要を記載すること。特に議決権、取締役の選任権及び配当請求権等株主の権利(株式の譲渡制限等権利の制限を含む。)に関する事項について記載すること。ただし、これらすべての事項が特定証券情報に添付される定款に規定されている場合には、その記載を省略することができる。

(23) 外国為替管理制度

配当等の送金等に関する発行者の属する国の外国為替管理制度について、その概要を記載すること。ただし、内国会社が日本語で特定証券情報を公表する場合には、その記載を省略することができる。

(24) 課税上の取扱い

配当等に関する課税上の取扱いについて記載すること。ただし、内国会社が日本語で特定証券情報を公表する場合には、その記載を省略することができる。

(25) 主要な経営指標等の推移

- a 最近3連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の次に掲げる主要な経営指標等の推移について併せて記載すること。
 - (a) 売上高
 - (b) 経常利益金額又は経常損失金額
 - (c) 当期純利益金額又は当期純損失金額
 - (d) 包括利益金額
 - (e) 純資産額
 - (f) 総資産額
 - (g) 1株当たり純資産額
 - (h) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額
 - (i) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額
 - (j) 自己資本比率(純資産額から連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「連結財務諸表規則」という。)第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する被支配株主持分の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。)
 - (k) 自己資本利益率(当期純利益金額を純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する被支配株主持分の金額を控除した額で除した割合をいう。)
 - (l) 株価収益率(連結決算日における株価(当該株価がない場合には連結決算日前直近の日における株価)を1株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。)
 - (m) 営業活動によるキャッシュ・フロー
 - (n) 投資活動によるキャッシュ・フロー
 - (o) 財務活動によるキャッシュ・フロー
 - (p) 現金及び現金同等物の期末残高
 - (q) 従業員数
- b 「5 従業員の状況」において、連結会社における臨時従業員の平均雇用人員を

記載している場合には、前 a の (q) に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

- c a の (1) に掲げる株価収益率については、1 株当たり当期純利益金額に代えて、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額により計算することができる。ただし、その場合にはその旨を付記すること。
- d 最近 3 事業年度に係る発行会社の次に掲げる主要な経営指標等の推移について、a に準じて記載すること。
 - (a) 1 株当たり配当額（会社法第 453 条の規定に基づき支払われた剰余金の配当（同法第 454 条第 5 項に規定する中間配当の金額を含む。）をいう。）
 - (b) 配当性向（1 株当たり配当額を 1 株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。）

(26) 沿革

発行者の設立日（設立登記日とする。）から特定証券情報の公表日までの間につき、設立経緯（設立根拠法令についても記載すること。ただし、内国会社（特定有価証券の発行者である場合を除く。）が日本語で特定証券情報を公表する場合には、設立根拠法令の記載を省略することができる。）、商号の変更及び企業集団に係る重要な事項（合併、事業内容の変更、主要な関係会社の設立・買収、上場等）について簡潔に記載すること。

(27) 事業の内容

- a 特定証券情報の公表日の最近日（以下「最近日」という。）現在における発行者及び関係会社において営まれている主な事業の内容、当該事業を構成している発行者又は当該関係会社の当該事業における位置付け等について、セグメント情報（企業内容等の開示に関する内閣府令第 1 条第 25 号に規定するセグメント情報をいう。以下同じ。）との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。なお、セグメント情報に記載された区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社の名称を併せて記載すること。
- b 発行者と発行者の関連当事者（発行者の関係会社を除く。）との間に継続的で緊密な事業上の関係がある場合には、当該事業の内容、当該関連当事者の当該事業における位置付け等について系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等に含めて示すこと。

(28) 関係会社の状況

- a 最近連結会計年度に係る発行者の関係会社（非連結子会社、持分法を適用していない関連会社を除く。以下この (28) において同じ。）について、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社に分けて、その名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する発行者の所有割合及び発行者と関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容をいう。）を記載すること。ただし、重要性の乏しい関係会社については、その社数のみを記載することに止めることができる。なお、連結財務諸表等を作成していない場合には、最近事業年度に係る発行者の親会社、関連会社及びその他の関係会社の状況について、これに準じて記載すること。
- b 住所については、市町村（政令指定都市にあっては区）程度の記載で差し支えない。また、主要な事業の内容については、セグメント情報に記載された名称を記載することで差し支えない。
- c 関係会社の議決権に対する発行者の所有割合については、発行者の他の子会社による間接所有の議決権がある場合には、当該関係会社の議決権の総数に対する発行者及び当該他の子会社が所有する当該関係会社の議決権の合計の割合を記載するとともに、間接所有の議決権の合計の割合を内書きとして記載すること。
- d 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が存在することにより、子会社又は

関連会社として判定された会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）がある場合には、これらの者が所有する議決権の割合を併せて記載すること。

e 関係会社が親会社又はその他の関係会社である場合には、発行者の議決権に対する当該親会社又はその他の関係会社の所有割合を記載すること。

f 削除

g それぞれの関係会社について、次に掲げる事項を記載すること。

（a） 最近日現在において特定子会社に該当する関係会社があるときは、その旨

（b） 最近日現在において有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している関係会社があるときは、その旨

（c） 連結財務諸表等に重要な影響を与えている債務超過の状況（負債の総額が資産の総額を上回っている状況をいう。以下このgにおいて同じ。）にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額

（d） 連結財務諸表等を作成していない場合において、重要な債務超過の状況にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額

h 最近連結会計年度における連結財務諸表の売上高に占める連結子会社の売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の割合が100分の10を超える場合には、その旨及び当該連結子会社の最近連結会計年度における売上高、経常利益金額（又は経常損失金額）、当期純利益金額（又は当期純損失金額）、純資産額及び総資産額（以下このhにおいて「主要な損益情報等」という。）を記載すること。ただし、当該連結子会社が有価証券届出書若しくは有価証券報告書を提出している場合又は最近連結会計年度におけるセグメント情報の売上高に占める当該連結子会社の売上高（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。）の割合が100分の90を超える場合には、当該理由を明記することによって、主要な損益情報等の記載を省略することができる。

(29) 従業員の状況

a 最近日現在の連結会社における従業員数（就業人員数をいう。以下この(29)において同じ。）をセグメント情報に関連付けて記載すること。また、発行者の最近日現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与（賞与を含む。）を記載するとともに、従業員数をセグメント情報に関連付けて記載すること。

b 連結会社において、臨時従業員が相当数以上ある場合には、最近日までの1年間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。

c 最近日までの1年間において、連結会社の従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。

(30) 業績等の概要

最近連結会計年度及び(61)ただし書により中間連結貸借対照表を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間（以下「最近連結会計年度等」という。）における業績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期（前中間連結会計期間を除く。）と比較して分析的に記載すること。なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。

(31) 生産、受注及び販売の状況

a 最近連結会計年度等における生産、受注及び販売の実績について、前年同期（前中間連結会計期間を除く。）と比較してセグメント情報に関連付けて記載すること。ただし、業種・業態によりこれによりがたい場合には、「業績等の概要」の記載に含めて生産、受注及び販売の状況について記載することができる。

b 生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化があった場合、その他生産、受注及び販売等に関して特記すべき事項があるとき

は、セグメント情報に関連付けてその内容について記載すること。

- c 主要な販売先がある場合には、最近2連結会計年度等における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載すること。ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。

(32) 対処すべき課題

最近日現在における連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。なお、株式会社の支配に関する基本方針として、会社法施行規則第118条第3号に定める基本方針を定めている会社については、同号イからハまでに掲げる事項を記載すること。

(33) 事業等のリスク

- a 特定証券情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（連結財務諸表規則第2条第13号及び財務諸表等規則第8条第18項に規定するキャッシュ・フローをいう。）の状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。
- b 発行者が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他発行者の経営に重要な影響を及ぼす事象（(37)において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を記載すること。
- c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は特定証券情報の公表日現在において判断したものである旨を記載すること。

(34) 重要な契約等

- a 最近連結会計年度の開始日から特定証券情報の公表日までの間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。
- b 最近連結会計年度の開始日から特定証券情報の公表日までの間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要について記載すること。
- c 連結会社において事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度の開始日から特定証券情報の公表日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。
- d 最近連結会計年度の開始日から特定証券情報の公表日までの間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社（以下「株式交換完全子会社等」という。）の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下「株式交換完全親会社等」という。）

の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

- e 最近連結会計年度の開始日から特定証券情報の公表日までの間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社（吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

- f 発行者の株主（当該発行者の完全親会社（会社法第847条の2第1項に規定する完全親会社をいう。）を除く。次のgにおいて同じ。）と当該発行者（当該発行者が子会社の経営管理を行う業務を主たる業務とする会社である場合にあっては、当該発行者又はその連結子会社。以下このfにおいて同じ。）との間で次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合には、当該契約の概要（当該契約を締結した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的、取締役会における検討状況その他の当該発行者における当該合意に係る意思決定に至る過程及び当該合意が当該発行者の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

- （a） 当該発行者の役員について候補者を指名する権利を当該株主が有する旨の合意

- （b） 当該株主による議決権の行使に制限を定める旨の合意

- （c） 当該発行者の株主総会又は取締役会において決議すべき事項について当該株主の事前の承諾を要する旨の合意

- g 発行者の株主と当該発行者との間で次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合において、当該株主が法第27条の23第1項の規定により大量保有報告書を提出した者であるときは、当該契約の概要（当該契約を締結した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的及び取締役会における検討状況その他の当該発行者における当該合意に係る意思決定に至る過程を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

- （a） 当該株主による当該発行者の株式の譲渡その他の処分について当該発行者の事前の承諾を要する旨の合意

- （b） 当該株主が当該発行者との間で定めた株式保有割合（当該株主の有する当

該発行者の株式の数がその発行済株式の総数のうちに占める割合をいう。次の(c)において同じ。)を超えて当該発行者の株式を保有することを制限する旨の合意

(c) 当該発行者による株式の発行その他の行為が当該株主の株式保有割合の減少を伴うものである場合に、当該株主がその株式保有割合に応じて当該株式を引き受けることができる旨の合意

(d) 当該契約が終了した場合に、当該発行者が当該株主に対しその保有する当該発行者の株式を当該発行者（当該発行者が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨の合意

h 発行者が財務上の特約その他当該発行者の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付された社債の発行をしている場合又は連結子会社が財務上の特約その他当該連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付された社債の発行をしている場合において、その金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高（複数の金銭消費貸借契約に同種の特約が付されている場合にあつては、各金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高を合計した額）又はその社債の期末残高（複数の社債に同種の特約が付されている場合にあつては、各社債の期末残高を合計した額）が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10以上に相当する額であるときは、その期末残高に係る金銭消費貸借契約又は社債についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

(a) これらの特約が付された金銭消費貸借契約の締結をしている場合には、次に掲げる事項

i 連結子会社が金銭消費貸借契約の締結をしている場合には、当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ii 金銭消費貸借契約の締結をし、又はこれらの特約が付された年月日

iii 金銭消費貸借契約の相手方の属性

iv 金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

v これらの特約の内容

(b) これらの特約が付された社債の発行をしている場合には、次に掲げる事項

i 連結子会社が社債の発行をしている場合には、当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ii 社債の発行をし、又はこれらの特約が付された年月日

iii 社債の期末残高及び償還期限並びに社債に付された担保の内容

iv これらの特約の内容

(35) 研究開発活動

最近連結会計年度等における研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）及び研究開発費の金額を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

(36) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

a 特定証券情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、発行者の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

b 「4 事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解

消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分りやすく記載すること。

- c 上場予定日から12か月間の運転資本が十分であることについて確認した旨を記載すること。
- d 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は特定証券情報の公表日現在において判断したものである旨を記載すること。

(37) 設備投資等の概要

最近連結会計年度等における設備投資の目的、内容及び投資金額をセグメント情報に関連付けて概括的に説明すること。この場合、有形固定資産の他、無形固定資産・長期前払費用、繰延資産等への投資を含めて記載することが適当であると認められるときは、これらを含めて記載し、その旨を明らかにすること。また、重要な設備の除却、売却等があった場合には、その内容及び金額をセグメント情報に関連付けて記載すること。

(38) 主要な設備の状況

- a 最近連結会計年度末（(61)ただし書により中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在）における主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）について、発行者、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（発行者の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること。なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示したうえで、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。
- b 主要な設備のうちに、連結会社以外の者から賃借している設備若しくは連結会社以外の者へ賃貸している設備がある場合又は生産能力に重要な影響を及ぼすような機械装置等の休止がある場合（生産能力に100分の10以上の影響を及ぼす場合をいう。）には、その内容を記載すること。

(39) 設備の新設、除却等の計画

最近日現在において連結会社に重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画がある場合には、その内容（例えば、事業所名、所在地、設備の内容、投資予定金額（総額及び既支払額）、資金調達方法（増資資金、社債発行資金、自己資金、借入金等の別をいう。）、着手及び完了予定年月、完成後における増加能力等）を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

(40) 株式の総数等

- a (11)に準じて、株式の種類ごとに、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」、「発行可能株式総数」、「未発行株式数」、「発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載すること。
- b 「発行可能株式総数」の欄には、特定証券情報の公表日現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には、発行可能株式総数を記載すること。
- c 「未発行株式数」の欄には、新株予約権の行使等により発行される予定の株式がある場合には、その数、種類等について付記すること。
- d 会社がMSCB等を発行している場合には、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄にその旨を記載すること。
- e 「内容」欄には、「新規発行株式」の「内容」の欄に同一の内容を記載している場合には、その旨のみを記載することができる。
- f 会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式（以下「二以上の種類の株式」という。）を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無若しくはその内容に差異があるときは、その旨及びその理由を欄外に記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。会社がMSCB等を発行している場合には、当該MSCB等の特質その他株主の権利の保護を図るために必要

な事項を欄外に記載すること。

- g 「発行数」の欄には、最近日現在の発行数を記載すること。
- h 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を欄外に記載すること。
- i 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること（「1 株式等の状況」の「(4) 発行済株式総数、資本金等の推移」から「3 配当政策」までにおいて同じ。）。

(41) 新株予約権等の状況

- a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに特定証券情報の公表日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類（内容を含む。）及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項（(46)において「新株予約権の内容」という。）を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。
- b その他発行者に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。
- c 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（(46)において「商法等改正整備法」という。）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（(43)において「旧転換社債等」という。）を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに特定証券情報の公表日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。
- d 「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。
- e 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。
- f MSCB等を発行している場合にはその旨、当該MSCB等の特質その他株主の権利の保護を図るために必要な事項を欄外に記載すること。
- g 会社法第236条第1項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の異なる新株予約権ごとに記載すること。

(42) ライツプランの内容

- a 「第二部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「3 対処すべき課題」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収への対応方針）の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。なお、「(2) 新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。
- b 「ライツプランの内容」の欄には、発行済みの新株予約権について記載することを要し、未発行の場合には記載を要しない。

(43) 発行済株式総数、資本金等の推移

- a 最近3年間における（最近3年間に発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がない場合には、その直近の）発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。なお、各事業年度における資本金の増減額については、その増減ごとの金額が当該事業年度の末日の資本金の100分の10以上のものについて

は、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、期中の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。

- b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当て・第三者割当ての別、株主割当ての場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本に組入れた場合又は剰余金処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

(44) 所有者別状況

- a 最近日現在の「所有者別状況」について記載すること。ただし、株式の状況全体について、直近の総株主通知（社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項の規定による通知をいう。）の基準とする日現在のものにより記載することができる。会社が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの所有者別状況が分かるように記載すること。
- b 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。
- c 「外国法人等」の欄には、外国の法令に基づいて設立された法人等個人以外及び外国国籍を有する個人に区分して記載すること。
- d 「単元未満株式の状況」の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。
- e a から前 d までの記載にかかわらず、この(44)の記載を省略することができる。

(45) 議決権の状況

- a 最近日現在の「議決権の状況」について記載すること。なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。
- b 「無議決権株式」の欄には、無議決権株式（単元未満株式を除く。eにおいて同じ。）の総数及び内容を記載すること。
- c 「議決権制限株式（自己株式等）」の欄には、議決権制限株式（単元未満株式を除く。次d及びeにおいて同じ。）のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式（以下「自己保有株式」という。）及び会社法施行規則第67条の規定により議決権を有しない株式（以下「相互保有株式」という。）について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。
- d 「議決権制限株式（その他）」の欄には、前cに該当する議決権制限株式以外の議決権制限株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。
- e 「完全議決権株式（自己株式等）」の欄には、無議決権株式及び議決権制限株式以外の株式（単元未満株式を除く。以下「完全議決権株式」という。）のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。
- f 「完全議決権株式（その他）」の欄には、前eに該当する完全議決権株式以外の完全議決権株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。
- g 「単元未満株式」の欄には、単元未満株式の総数を種類ごとに記載すること。
- h 「他人名義所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を記載するとともに、欄外に他人名義で所有している理由並びにその名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること。なお、株主名簿において所有者となっている場合であっても実質的に所有していない株式については、その旨及びその株式数を欄外に記載すること。
- i a から前 h までの記載にかかわらず、この(45)の記載を省略することができる。

(46) ストックオプション制度の内容

- a 取締役、使用人等に対して新株予約権証券を付与する決議がされている場合には、当該決議に係る決議年月日、付与対象者の区分及び対象者数を決議ごとに記載すること。
 - b 当該決議により新株予約権証券を付与する、又は付与している場合には、新株予約権の目的となる株式の種類（内容を含む。）及び株式数並びに新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項及び組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、「(2)新株予約権等の状況」において新株予約権の内容を記載している場合には、その旨のみを記載することができる。
 - c 商法等改正整備法第19条第1項の規定により新株予約権とみなされる新株の引受権又はあらかじめ定めた価額をもって会社からその株式を取得できる権利を付与している場合には、前bに準じて記載すること。
 - d 当該決議がされていない場合には、「ストックオプション制度の内容」について表を作成せず、該当しない旨のみの記載をすることができる。
- (46—2) 従業員株式所有制度の内容
- a 発行者の役員、使用人その他の従業員（定義府令第16条第1項第7号の2イ(1)に規定する対象従業員を含む。）又はこれらの者を対象とする持株会（以下この(46—2)において「従業員等持株会」という。）に発行者の株式を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該発行者の株式の取得又は買い付けを行う信託その他の仕組みを利用した制度（以下この(46—2)において「従業員株式所有制度」という。）を導入している場合には、次の(a)から(c)までに掲げる事項を具体的に記載すること。
 - (a) 当該従業員株式所有制度の概要（例えば、従業員株式所有制度の仕組み、及び信託を利用する場合には受益権の内容）
 - (b) 従業員等持株会に取得させ、又は売り付ける予定の株式の総数又は総額
 - (c) 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲
 - b 発行者が当該制度を導入していない場合には、項目名を含め記載を要しない。
- (47) 自己株式の取得等の状況
- 最近事業年度及び最近事業年度の末日の翌日から特定証券情報の公表日までの期間（以下「最近期間」という。）における自己株式の取得等の状況について、自己株式の取得の事由及び株式の種類ごとに記載すること。なお、株主総会決議又は取締役会決議による自己株式を取得することができる期間（以下「取得期間」という。）又はその一部が最近事業年度又は最近期間に含まれる場合には、最近事業年度又は最近期間において当該株主総会決議又は取締役会決議による自己株式の取得が行われていないときであっても記載すること。
- (48) 株式の種類等
- 自己株式の取得の事由及び当該取得に係る株式の種類を記載すること。なお、取得の事由については、会社法第155条各号に掲げる場合のいずれに該当するものかを記載すればよいこととする。
- (49) 株主総会決議による取得の状況
- a 「株主総会での決議状況」の欄には、株主総会における決議日並びに決議された取得期間、株式の総数（以下「授権株式数」という。）及び価額の総額（以下「授権株式総額」という。）を記載すること。なお、当該株主総会において自己株式の取得に関し取得期間、授権株式数及び授権株式総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。
 - b 「残存授権株式の総数及び価額の総額」の欄には、授権株式数から最近事業年度及び最近事業年度前に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数（以下「残存授権株式数」という。）並びに授権株式総額から最近事業年度及び最近事業年度前に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総額を減じた額（以下「残存授権株式総額」という。）を記載すること。
 - c 「最近事業年度の末日現在の未行使割合」の欄には、残存授権株式数を授権株式

数で除して計算した割合及び残存授權株式総額を授權株式総額で除して計算した割合を記載すること。

d 「公表日現在の未行使割合」の欄には、残存授權株式数から最近期間に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数を授權株式数で除して計算した割合及び残存授權株式総額から最近期間に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総数を減じた額を授權株式総額で除して計算した割合を記載すること。

e 欄外には、会社法第465条に規定する欠損が生じた場合の支払額、公開買付けにより自己株式を取得した場合のその概要等を記載すること。

(50) 取締役会決議による取得の状況

a 「取締役会での決議状況」の欄には、取締役会における決議日並びに決議された取得期間、株式の総数（以下「決議株式数」という。）及び価額の総額（以下「決議株式総額」という。）を記載すること。なお、当該取締役会において自己株式の取得に関し取得期間、決議株式数及び決議株式総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。

b 「残存決議株式の総数及び価額の総額」の欄には、決議株式数から最近事業年度及び最近事業年度前に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数（以下「残存決議株式数」という。）並びに決議株式総額から最近事業年度及び最近事業年度前に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総数を減じた額（以下「残存決議株式総額」という。）を記載すること。

c 「最近事業年度の末日現在の未行使割合」の欄には、残存決議株式数を決議株式数で除して計算した割合及び残存決議株式総額を決議株式総額で除して計算した割合を記載すること。

d 「公表日現在の未行使割合」の欄には、残存決議株式数から最近期間に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数を決議株式数で除して計算した割合及び残存決議株式総額から最近期間に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総数を減じた額を決議株式総額で除して計算した割合を記載すること。

e 欄外には、会社法第465条に規定する欠損が生じた場合の支払額、公開買付けにより自己株式を取得した場合のその概要等を記載すること。

(51) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容

自己株式の取得が、株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものについて、その内容を(49)に準じて記載すること。

(52) 取得自己株式の処理状況及び保有状況

a 取得自己株式の処理状況について、「引き受ける者の募集（会社法第199条第1項の規定による募集をいう。）を行った取得自己株式」、「消却の処分を行った取得自己株式」及び「合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式」に分けて記載すること。なお、それ以外の方法により処理を行った場合は、その内容について「その他」の欄に分かりやすく記載すること。

b 自己株式の保有状況について、最近事業年度末日現在及び特定証券情報の公表日現在の保有自己株式数について記載すること。

(53) 配当政策

a 配当政策については、配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、配当の決定機関、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の用途について記載すること。なお、配当財産が金銭以外の財産であるときはその内容を記載し、当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利を与えている場合にはその内容を記載すること。また、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めるときは、その旨を記載すること。

b 最近事業年度に会社法第453条に規定する剰余金の配当（以下「剰余金の配当」という。）をしたときは、当該剰余金の配当についての株主総会又は取締役会の決議の年月日並びに決議ごとの配当金の総額及び1株当たりの配当額を注記するこ

と。

- c 特定証券情報の公表日の属する事業年度開始の日から特定証券情報の公表日までの間に剰余金の配当について株主総会又は取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該剰余金の配当による配当金の総額及び1株当たりの配当額を注記すること。
- d 会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容を注記すること。

(54) 株価の推移

- a 二以上の種類の株式が金融商品取引所に上場されている場合には、種類ごとに記載すること。
- b 株式が本邦以外の地域の金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場について前aと同様の記載をし、当該金融商品取引所名を注記すること。
- c 株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。なお、二以上の種類の株式が認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、種類ごとに記載すること。
- d その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を注記すること。
- e aから前dまでの記載にかかわらず、この(54)の記載を省略することができる。

(55) 役員の状況

- a 特定証券情報の公表日現在における役員（報酬については、eに規定する役員に限る。）について、その役職名、氏名、生年月日、略歴、任期、報酬（役員が発行者から職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。ただし、使用人を兼務する役員が、確立された給与体系に従い使用人として受ける給与等を除く。以下同じ。）並びに所有株式の種類及びその数を記載すること。
- b 役員の男女別人数を欄外に記載するとともに、役員のうち女性の比率を括弧内に記載すること。
- c 「略歴」の欄には、役員の主要略歴（例えば、入社年月、役員就任直前の役職名、役員就任後の主要職歴、他の主要な会社の代表取締役役に就任している場合の当該役職名、中途入社の場合における前職）を記載すること。
- d 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。なお、会社が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数を記載すること。
- e 「報酬」の欄には、最近事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては最近2事業年度）における役員（取締役、監査役及び執行役をいい、最近事業年度の末日までに退任した者を含む。以下このeにおいて同じ。）の報酬について記載すること。ただし、本国において個々の役員について報酬が開示されていない場合には、役員の報酬の総額（役員の種類ごとに報酬の総額が開示されている場合には、当該役員の種類ごとの報酬の総額）について記載すれば足りる。また、役員が特別の利益を受けることがある場合には、その内容を示すこと。
- f 役員間において二親等内の親族関係がある場合には、その内容を注記すること。
- g 会計参与設置会社であつて会計参与が法人である場合には、「氏名」欄に当該会計参与の名称を、「略歴」欄に当該会計参与の簡単な沿革を記載すること。
- h 会社が、会社法第108条第1項第9号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によって選任された役員がいる場合はその旨を欄外に注記すること。

(56) コーポレート・ガバナンスの状況

- a 発行者の企業統治に関する事項（例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況）について具体的に、かつ、分かりや

すく記載すること。なお、社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人との間で会社法第427条第1項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合は、当該契約の内容の概要を記載すること。また、会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

- b 内部監査及び監査役（監査委員会）監査の組織、人員及び手続並びに内部監査、監査役（監査委員会）監査及び会計監査の相互連携について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- c 社外取締役及び社外監査役と発行者との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- d 業務を執行した公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）の氏名、所属する監査法人名及び発行者の財務書類について連続して監査関連業務（同法第24条の3第3項に規定する監査関連業務をいう。）を行っている場合における監査年数（当該年数が7年を超える場合に限る。）、監査業務に係る補助者の構成について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- e 発行者の企業統治に関する事項に代えて連結会社の企業統治に関する事項について記載することができる。その場合には、その旨を記載すること。
- f 定款で取締役の定数又は取締役の資格制限について定め、また、取締役の選解任の決議要件につき、会社法と異なる別段の定めをした場合には、その内容を記載すること。
- g 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした場合にはその事項及びその理由、取締役会決議事項を株主総会では決議できないことを定款で定めた場合にはその事項及びその理由並びに株主総会の特別決議要件を変更した場合にはその内容及びその理由を記載すること。
- h 会社が種類株式発行会社であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めている場合又は議決権の有無若しくはその内容に差異がある場合には、その旨及びその理由を記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。
- i 会社と特定の株主の間で利益が相反するおそれがある取引を行う場合に株主（当該取引の当事者である株主を除く。）の利益が害されることを防止するための措置（例えば、いわゆる特別委員会の設置等）をとる旨を決定している場合には、その旨及びその具体的内容を記載すること。

(57) 監査報酬の内容等

- a 最近連結会計年度において、発行者及び発行者の連結子会社が監査法人（外国監査法人を含む。以下同じ。）に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務（公認会計士法第2条第1項に規定する業務（外国監査法人にあっては、同項の業務に相当すると認められる業務を含む。）をいう。以下同じ。）に基づく報酬とそれ以外の業務（以下「非監査業務」という。）に基づく報酬に区分して記載すること。
- b aにより記載する報酬の内容のほか、発行者の監査報酬等の内容として重要な報酬の内容（例えば、発行者の連結子会社の財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行う者（監査法人と同一のネットワーク（共通の名称を用いるなどして2以上の国においてその業務を行う公認会計士又は監査法人及び外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者をいう。）によって構成される組織をいう。）に属する者に限る。）に対して、当該連結子会社及び発行者がそれぞれ支払った、又は支払うべき報酬の内容）について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- c 最近連結会計年度において、非監査業務に基づく報酬（発行者が監査法人に対し

て支払った、又は支払うべきものに限る。) があるときは、当該非監査業務の内容を記載すること。

- d 発行者が監査法人に対する報酬の額の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の概要を記載すること。

(58) 削除

(59) 経理の状況

- a 連結財務諸表等について、特例第110条第6項に規定する会計基準のうちいずれかの会計基準によって作成されたものであるかを記載すること。
- b 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令又は準則の定めるところにより若しくはこれらに準じて連結財務諸表等を作成している場合には、その旨を記載すること。
- c 連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。
- d 連結財務諸表等について監査証明を受けている監査法人の名称を記載すること。また、最近2連結会計年度等において監査法人の異動があった場合には、その旨を記載すること。
- e 最近連結会計年度等において決算期を変更した場合には、その旨及び変更の内容を記載すること。

(60) 連結財務諸表

- a 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、最近連結会計年度の比較情報を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。なお、次(61)ただし書、(62)ただし書、(63)ただし書及び(64)ただし書により、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲げる場合には、次(61)から(64)までに掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。
- b 連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。
- c 連結財務諸表には監査報告書、中間連結財務諸表には中間監査報告書又は期中レビュー報告書を添付すること。

(61) 連結貸借対照表

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げる。ただし、1年を1連結会計年度とする会社が最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下「次の連結会計年度」という。）開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に特定証券情報を公表する場合には、当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表（比較情報を除く。）を併せて掲げる。

(62) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を掲げる。ただし、前(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（比較情報を除く。）を併せて掲げる。

(63) 連結株主資本等変動計算書

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書を掲げる。ただし、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書（比較情報を除く。）を併せて掲げる。

(64) 連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。ただし、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書（比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(65) 連結附属明細表

最近連結会計年度の連結附属明細表を示すこと。

(66) 主な資産及び負債の内容

(61)により掲げた連結貸借対照表のうち最近連結会計年度のもののについて、次の科目の内容又は内訳をおおむねそれぞれに掲げるところに従い記載すること。ただし、連結財務諸表を作成している場合又は連結附属明細表に掲げた科目については、記載を省略することができる。

- a 流動資産のうち、現金及び預金については、現金と預金に区分し、預金についてはその主な内訳を記載すること。
- b 流動資産のうち、受取手形及び売掛金については、主な相手先（金額の多い順に上位5社程度をいう。）別の金額を示すこと。ただし、相手先業種別等の区分によりその金額を示した方が適切な場合には、当該相手先業種別等の区分による金額を示すとともに、その区分ごとに主な相手先（金額の多い順に上位3社程度をいう。）別の金額を示すこと。また、受取手形についてはその期日別内訳を、売掛金についてはその滞留状況を記載すること。
- c 流動資産のうち、商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品等棚卸資産に属する科目については、主な内訳を記載すること。
- d 流動負債のうち、支払手形及び買掛金については、主な相手先（金額の多い順に上位5社程度をいう。）別の金額を示すこと。ただし、相手先業種別等の区分によりその金額を示した方が適切な場合には、当該相手先業種別等の区分による金額を示すとともに、その区分ごとに主な相手先（金額の多い順に上位3社程度をいう。）別の金額を示すこと。また、支払手形についてはその期日別内訳を記載すること。
- e aから前dまでの記載に係る資産及び負債以外の資産及び負債のうち、その額が資産総額の100分の5を超える科目の主な内容又は内訳を記載すること。

(67) その他

- a 最近連結会計年度終了後特定証券情報の公表日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、特定証券情報の他の箇所に含めて記載したものについては記載を要しない。
- b 最近連結会計年度の次の連結会計年度の業績を記載しうる程度の期間が経過している場合には、その概要を前連結会計年度の同期間と比較して記載すること。
- c 企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があるときは、その概要を記載すること。

(68) 外国為替相場の推移

- a 連結財務諸表等の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場の推移を記載すること。
- b 平均相場とは、連結会計年度の各月末における為替相場の平均額をいう。
- c a及び前bの記載にかかわらず、この(68)の記載を省略することができる。

(69) 発行者の株式事務の概要

- a 株式事務の概要は、特定証券情報の公表日現在で記載すること。
- b 株主総会に出席する権利を有する株主を確定するため又は配当を受ける優先出資者を確定するための基準日（会社法第124条第1項又は優先出資法第26条において準用する会社法第124条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。）を設けている場合には、当該基準日を「基準日」の欄に記載すること。なお、基準日後に株式を取得した者の全部又は一部に議決権行使を認める場合には、その旨及びその理由を

記載すること。

- c 剰余金の配当を受ける株主を確定するための基準日を設けている場合には、「剰余金の配当の基準日」の欄に記載すること。
- d 定款で株主に株式の割当てを受ける権利を与えている場合、株式の譲渡制限を行っている場合、その他株式事務に関し投資者に示すことが特に必要であると思われるものがある場合には、別に欄を設けて記載しても差支えない。
- e 6箇月を1事業年度とする会社にあつては、「事業年度」、「定時株主総会」及び「基準日」の各欄は、2事業年度分について記載すること。
- f 定款で単元未満株主の権利を制限している場合には、その内容を欄外に注記すること。
- g 定款で株主提案権の行使期間について株主総会の日の8週間前を下回る期間と定めた場合には、その旨を欄外に注記すること。
- h 株主の権利行使の手續等について、次の事項を簡潔に記載すること。
 - (a) 株主の議決権の行使に関する手續
 - (b) 剰余金の配当（株式の配当等を含む。）請求に関する手續
 - (c) 株式の移転に関する手續
 - (d) 発行者の未発行株式又は自己株式を他の株主に優先して買い取り又は引き受ける権利を有する場合には、その権利の行使に関する手續
 - (e) 配当等に関する課税上の取扱い
 - (f) その他株主の権利行使について必要な手續

(70) 有価証券の様式

特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等が行われる有価証券（発行予定のものを含む。）の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。

(71) 外部専門家の同意

特定証券情報に外部専門家の意見書等が含まれる場合には、当該外部専門家の氏名又は名称、住所及び資格を記載し、当該意見書等が特定証券情報の一部として用いられることについて同意する旨が記載された同意書を添付すること

(72) 特別利害関係者等の株式等の移動状況

- a 最近事業年度の末日の2年前の日から特定証券情報の公表日までの間において、特別利害関係者等が発行者が発行する株式、新株予約権又は新株予約権付社債の譲渡又は譲受け（新株予約権及び新株予約権付社債に係る新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行った場合（金融商品取引業者が特別利害関係者等以外の者との間で株式等の移動（認可金融商品取引業協会が定める規則により当該認可金融商品取引業協会が売買内容を発表するものに限る。）を行った場合を除く。）について記載すること。その他発行者に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権に準じて記載すること。
- b 「移動年月日」の欄には、株式等の移動があった年月日を記載すること。
- c 「氏名又は名称」の欄には、法人である場合には、その代表者の氏名も記載すること。
- d 個人所有者の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。
- e 「発行者との関係等」の欄には、移動前所有者又は移動後所有者が特別利害関係者等に該当する場合にはその旨及びその内容（例えば、「当社の役員」、「当社の役員の配偶者」、「当社の子会社」、「当社の株主で上位10名の者」、「当社の資本的関係会社」、「金融商品取引業者」）を、特別利害関係者等でない場合であつて発行者との関係があるときはその旨及びその内容（例えば、「当社の従業員」、「当社の従業員持株会」、「当社の取引先」）を記載すること。
- f 「価格（単価）」の欄には、1株当たりの株価を内書きすること。また、贈与等により無償で移動した場合には、その旨を記載すること。

- g 「移動理由」の欄には、株式等の移動を行った場合には、その理由について記載すること。
 - h 欄外には、1株当たりの株価の算定根拠等について記載すること。
 - i 以下の事項について簡単に注記すること。
 - (a) 特別利害関係者等の株式等の移動に関する当取引所の規則等
 - (b) 特別利害関係者等の範囲
 - j 協同組織金融機関が優先出資証券を発行する場合には、当該記載は要しない。
- (73) 第三者割当等の概況
- a 第三者割当等による株式等の発行の内容
 - (a) 最近事業年度の末日の2年前の日から特定証券情報の公表日までの間における、特例第115条に規定する第三者割当（以下「第三者割当等」という。）による新株発行又は第三者割当等による新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行（以下「第三者割当等による株式等の発行」という。）について記載すること。その他発行者に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。
 - (b) 「種類」の欄には、株式の場合には株式の種類、新株予約権又は新株予約権付社債の場合にはその銘柄を記載すること。
 - (c) 「発行数」の欄には、新株予約権又は新株予約権付社債の場合には当該新株予約権の目的となる株式の種類及び数を記載すること。
 - (d) 「発行価格」、「資本組入額」、「発行価額の総額」及び「資本組入額の総額」の欄には、新株予約権又は新株予約権付社債の場合には、それぞれ、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格、資本組入額、発行価額の総額及び資本組入額の総額を記載すること。
 - (e) 「保有期間等に関する確約」の欄には、当取引所の規則による保有期間その他当該株式、新株予約権及び新株予約権付社債の保有に関する事項についての取得者（第三者割当等による株式等の発行により、新株発行の割当を受けた者又は新株予約権若しくは新株予約権付社債を取得した者をいう。以下同じ。）と発行者との間の取決めの内容（以下「保有期間等に関する確約」という。）について記載すること。
 - (f) 欄外には、1株当たりの株価の算定根拠等について記載すること。また、これに加えて、新株予約権の場合には当該新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項、新株予約権付社債の場合にはその利率、当該新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項を記載すること。
 - (g) 第三者割当等による株式等の発行の制限及び禁止に関し、その根拠となる当取引所の規則等並びに第三者割当等による株式等の発行の制限期間及び禁止期間について注記すること。
 - b 取得者の概況
 - (a) aの取得者について記載すること。なお、取得者（新株予約権証券（会社法第236条第1項第6号に掲げる事項が定められているものに限る。）を取得した者に限り、特別利害関係者等を除く。）が提出者又はその被支配会社等（定義府令第6条第3項に規定する「被支配会社等」をいう。）の使用人であって、当該取得者が取得した当該新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である場合には、記載しないことができる。この場合には、当該取得者の人数及び当該取得者の割当株数の総数を欄外に記載すること。
 - (b) 「取得者の氏名又は名称」等の欄には、取得者が法人の場合には代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容を、個人の場合には職業を記載すること。
 - (c) 個人所有者の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。

- (d) 「取得者と発行者との関係」の欄には、発行者と取得者との間に出資関係、取引関係及び人事関係等の関係がある場合には、その旨及びその内容を記載すること。なお、取得者が特別利害関係者等又は発行者の従業員である場合には、その旨を記載すること。
- c 取得者の株式等の移動状況
 - (a) 最近事業年度の末日の1年前の日から特定証券情報の公表日までの間において、aの取得者が当該第三者割当等による株式等の発行により取得した株式等（最近事業年度の末日の1年前の日から特定証券情報の公表日までの間に取得したものに限る。）の譲渡を行った場合又は返還を受けた場合（新株予約権の行使を含む。）には、この(73)に準じて記載すること。その他発行者に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。
 - (b) 最近事業年度の末日の1年前の日前に発行された新株予約権又は新株予約権付社債について、最近事業年度の末日の1年前の日から特定証券情報の公表日までの間に当該株式の割当てを受ける権利の行使により取得した株式の譲渡を行った場合又は返還を受けた場合には、(11)に準じて記載すること。
 - (c) (a)及び前(b)については、「第四部 株式公開情報」の「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」において記載したものについては、記載を要しない。
- (74) 株主の状況
 - a 特定証券情報の公表日現在の株主の状況について記載すること。
 - b 所有株式数（他人（仮設人を含む。）名義のもの及び新株予約権の行使その他発行者に対して新株の発行を請求できる権利の行使により発行される可能性のあるものを含む。）の多い順に10名程度（対象となる有価証券について、新規上場前の勧誘等を行う場合には50名程度）について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を付記すること。なお、会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。
 - c 個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。
 - d 所有株式数の記載に当たっては、新株予約権の行使等により発行される可能性のある株式数を内書きし、その旨を注記すること。
 - e 株式総数に対する所有株式数の割合の記載に当たっては、新株予約権の行使等により発行される可能性のある株式数を含んだ株式総数に対する所有株式数の割合を記載すること。
 - f 欄外には、株主が特別利害関係者等又は発行者の従業員である場合には、その旨及びその内容を記載すること。
 - g 最近事業年度の末日後特定証券情報の公表日の最近日までの間において、主要株主の異動があった場合には、その旨を注記すること。

一部改正〔平成24年12月28日、平成27年4月1日、平成27年4月30日、平成30年5月31日、令和2年11月1日、令和6年4月1日、令和7年4月1日〕

別記第4号様式

発 行 者 情 報

- 【表紙】
- 【公表書類】 発行者情報
- 【公表日】 年 月 日
- 【発行者の名称】(2)
- 【代表者の役職氏名】(3)
- 【本店の所在の場所】
- 【電話番号】
- 【事務連絡者氏名】
- 【担当 J—A d v i s e r の名称】(4)
- 【担当 J—A d v i s e r の代表者の役職氏名】
- 【担当 J—A d v i s e r の本店の所在の場所】
- 【担当 J—A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】
- 【電話番号】
- 【取引所金融商品市場等に関する事項】(5)
- 【公表されるホームページのアドレス】(6)
- 【投資者に対する注意事項】(7)

- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J—A d v i s e r が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J—A d v i s e r を選任する必要があります。J—A d v i s e r の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸

規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

- 1 【会社制度等の概要】（8）
 - （1） 【発行者の属する国・州等における会社制度】
 - （2） 【発行者の定款等に規定する制度】
- 2 【外国為替管理制度】（9）
- 3 【課税上の取扱い】（10）

第2【企業の概況】

- 1 【主要な経営指標等の推移】（11）
- 2 【沿革】（12）
- 3 【事業の内容】（13）
- 4 【関係会社の状況】（14）
- 5 【従業員の状況】（15）

第3【事業の状況】

- 1 【業績等の概要】（16）
- 2 【生産、受注及び販売の状況】（17）
- 3 【対処すべき課題】（18）
- 4 【事業等のリスク】（19）
- 5 【重要な契約等】（20）
- 6 【研究開発活動】（21）
- 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】（22）

第4【設備の状況】

- 1 【設備投資等の概要】（23）
- 2 【主要な設備の状況】（24）
- 3 【設備の新設、除却等の計画】（25）

第5【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】(26)

記名・無 記名の 別、額 面・無額 面の別及 び種類	発行可能 株式総数	未発行株 式数	連結会計 年度末現 在発行数 (年 月 日)	公表日現 在発行数 (年 月 日)	上場金融 商品取引 所名又は 登録認可 金融商品 取引業協 会名	内容
計						—

(2) 【新株予約権等の状況】(27)

区分	最近事業年度末現在 (年 月 日)	公表日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予 約権の数		
新株予約権の目的となる株式 の種類		
新株予約権の目的となる株式 の数		
新株予約権の行使時の払込金 額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式 を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事 項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予 約権の交付に関する事項		

(3) 【MSCB等の行使状況等】(27—2)

(4) 【ライツプランの内容】(28)

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】(29)

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額(円)	資本金残 高(円)	資本準備 金増減額 (円)	資本準備 金残高 (円)

(6) 【所有者別状況】(30)

年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及 び地方 公共団 体	金融機 関	金融商 品取引 業者	その他 の法人	外国法人等		個人そ の他	計	
					個人 以外	個人			
株主数 (人)									—
所有株式 数（単 元）									
所有株式 数の割合 (%)								100	—

(7) 【大株主の状況】(31)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有 株式数の割合（%）

計	—		

(8) 【議決権の状況】(32)

① 【発行済株式】

年 月 日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式		—	
議決権制限株式 (自己株式等)		—	
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式等)		—	
完全議決権株式 (その他)			
単元未満株式		—	
発行済株式総数		—	—
総株主の議決権	—		—

② 【自己株式等】

年 月 日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—				

(9) 【ストックオプション制度の内容】(33)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(10) 【従業員株式所有制度の内容】(33—2)

2 【自己株式の取得等の状況】(34)

【株式の種類等】(35)

(1) 【株主総会決議による取得の状況】(36)

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(年 月 日)での 決議状況 (取得期間 年 月 日～ 年 月 日)		
最近事業年度前における取得自己 株式		
最近事業年度における取得自己 株式 (年 月 日～ 年 月 日)		
残存授權株式の総数及び価額の 総額		
最近事業年度の末日現在の未行 使割合(%)		
最近期間における取得自己株式		
公表日現在の未行使割合(%)		

(2) 【取締役会決議による取得の状況】(37)

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(年 月 日)での 決議状況 (取得期間 年 月 日～ 年 月 日)		
最近事業年度前における取得自己 株式		
最近事業年度における取得自己 株式(年 月 日～ 年 月 日)		
残存決議株式の総数及び価額の 総額		
最近事業年度の末日現在の未行 使割合(%)		
最近期間における取得自己株式		
公表日現在の未行使割合(%)		

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】(38)

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】(39)

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数		—		—

3 【配当政策】(40)

4 【株価の推移】(41)

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次			
決算年月			
最高(円)			
最低(円)			

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別						
最高(円)						
最低(円)						

5 【役員の状況】(42)

男性 名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
計							

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】(43)

(2) 【監査報酬の内容等】(44)

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（円）	非監査業務に基づく報酬（円）
発行者		
連結子会社		
計		

② 【その他重要な報酬の内容】

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

④ 【監査報酬の決定方針】

第6 【経理の状況】(46)

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】(47)

① 【連結貸借対照表】(48)

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】(49)

③ 【連結株主資本等変動計算書】(50)

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】(51)

⑤ 【連結附属明細表】(52)

(2) 【主な資産及び負債の内容】(53)

(3) 【その他】(54)

第7 【外国為替相場の推移】(55)

1 【最近3年間の事業年度別為替相場の推移】

回次			
決算年月			
最高（円）			
最低（円）			
平均（円）			
期末（円）			

2 【最近6月間の月別最高・最低為替相場】

月別						
最高（円）						
最低（円）						
平均（円）						

3 【最近日の為替相場】

円（ 年 月 日）

第8【発行者の株式事務の概要】(56)

事業年度	月 日から 月 日まで
定時株主総会	月中
基準日	月 日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	月 日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】(57)

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

(記載上の注意)

以下の記載上の注意により第3号様式の記載上の注意に準じて当該記載上の注意に係る記載(「表示」を含む。以下同じ。)をする場合には、「第一部 企業情報」の「第5 発行者の状況」の「2 自己株式の取得等の状況」を除き、第3号様式記載上の注意中「特定証券情報の公表日」、「特定証券情報の公表日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」(連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」と、「最近3連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前2連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近2連結会計年度」及び「最近2連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「特定証券情報に記載した」とあるのは「発行情報に記載した」と読み替えるものとするほか、適宜必要な読み替えを行うものとする。

特例第128条第1項の規定に基づき中間連結会計期間の終了後3か月以内に公表される発行情報については、必要に応じて、「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとするほか、適宜必要な読み替えを行うものとする。

(1) 一般的事項

- a 記載事項及び記載上の注意は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、必要に応じて本国等における法制度、会計基準(特例第110条第6項に規定するものに限る。)、実務慣行等を勘案した上で、これに準じて記載することができる。また、発行情報を英語で記載する場合には、記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。
- b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、発行情報の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- d 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、一定の日における為替相場により換算することとし、換算に当たって採用した換算の基準として当該日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を注記すること。
- e 特例第128条第1項の規定に基づき中間連結会計期間の終了後3か月以内に公表される発行情報については、(12)、(19)、(22)、(23)、(30)、(33)から(40)まで、(43)、(44)、(52)、(53)及び(56)の記載を省略することができる。また、(13)、(14)、(18)、(24)、(25)、(29)及び(42)については、当該中間連結会計期間における変更等についてのみ記載すれば足りる。
- f 「第一部 企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。
- g 「第一部 企業情報」に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

- h 発行者（jに規定する他の当事者を含む。以下このhにおいて同じ。）が連結財務諸表等を作成すべき会社に該当しない場合には、財務書類として発行者の財務諸表等を掲げるものとする。財務諸表等を掲げた場合、連結財務諸表等に係る様式及び記載上の注意は、財務諸表等に係るものとして読み替えられるものとする。
- i 第一部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。
- （a） 財務書類として連結財務諸表等（連結財務諸表及び中間連結財務諸表をいう。以下同じ。）を掲げている場合には、連結会社について記載すること。
- （b） 財務書類として前hに従い財務諸表等（財務諸表及び中間財務諸表をいう。以下同じ。）のみを掲げている場合には、発行者について記載すること。ただし、発行者の事業に密接な関係を有する親会社がある場合には、それらについても記載事項ごとに又は一括して記載すること。
- j 発行者が特例第110条第1項ただし書の規定に基づき有価証券新規上場申請書を提出する場合、又は特例第132条第1項の規定に基づき有価証券継続上場申請書を提出する場合であって、特例第110条第3項及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則（以下「施行規則」という。）第103条第3項第3号の規定に基づき発行者情報に相当する情報を公表するときは、発行者の連結財務諸表等に加えて、当該合併等の他の当事者の連結財務諸表等を掲げること。
- k この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する内国会社について示したものであり、委員会設置会社及び外国会社並びに特定有価証券の発行者については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。
- l 発行者情報の対象となる有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、当該発行者情報に係る有価証券が預託証券である場合にあっては預託を受ける者、有価証券信託受益証券である場合にあっては受託者）がある場合には、本様式第二部中「第1 外部専門家の同意」の次に「第2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、当該会社の企業情報について次の事項を記載すること。
- （a） 当該会社の情報の開示を必要とする理由
- （b） 当該会社の名称、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所
- （c） 当該会社に関する事項 本様式「第二部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
- （d） 当該会社が法令に従い有価証券報告書を提出している場合には、前(c)に代えて、その旨及び有価証券報告書を縦覧に供している場所を記載すれば足りる。
- （e） 当該会社が法令及び当取引所の規則に従い発行者情報を公表している場合には、(c)に代えて、その旨及び発行者情報が公表されているウェブサイトのアドレスを記載すれば足りる。
- m 発行者情報の対象となる有価証券が特定有価証券である場合には、本様式第一部「企業情報」とあるのを「ファンド情報等」と改め、第一部中「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに代えて、「ファンドの状況」、「管理及び運営」、「ファンドの経理状況」、「証券事務の概要」、「運用会社の概況」及び「その他の関係法人の概況」を記載すること。

- (2) 発行者の名称
第3号様式記載上の注意(2)に準じて記載すること。
- (3) 代表者の役職氏名
第3号様式記載上の注意(3)に準じて記載すること。
- (4) 担当 J—A d v i s e r の名称
第3号様式記載上の注意(4)に準じて記載すること。
- (5) 取引所金融商品市場等に関する事項
 - a 発行者情報の公表日において、上場しようとする有価証券又は上場されている有価証券（以下「対象となる有価証券」という。）が取引所金融商品市場（特定取引所金融商品市場を含む。）又はこれと同等の海外の取引所市場に上場されている場合には、当該取引所金融商品市場又は海外の取引所市場の名称を記載すること。
 - b TOKYO PRO Market への新規上場申請を行う際に、施行規則第103条第3項第3号の規定により発行者情報に相当する情報を公表する場合には、その旨及びTOKYO PRO Market への上場予定日を記載すること。
 - c 発行者情報の公表日において、対象となる有価証券が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の名称を記載すること。
 - d その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載すること。
 - e 振替機関の名称及び住所を記載すること。
- (6) 公表されるホームページのアドレス
第3号様式記載上の注意(9)に準じて記載すること。
- (7) 投資者に対する注意事項
第3号様式記載上の注意(10)に準じて記載すること。
- (8) 会社制度等の概要
第3号様式記載上の注意(22)に準じて記載すること。
- (9) 外国為替管理制度
第3号様式記載上の注意(23)に準じて記載すること。
- (10) 課税上の取扱い
第3号様式記載上の注意(24)に準じて記載すること。
- (11) 主要な経営指標等の推移
第3号様式記載上の注意(25)に準じて記載すること。ただし、特例第128条第1項の規定に基づき中間連結会計期間の終了後3か月以内に公表される発行者情報については、最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度について、第3号様式記載上の注意(25)に準じて記載すること。
- (12) 沿革
第3号様式記載上の注意(26)に準じて記載すること。
- (13) 事業の内容
第3号様式記載上の注意(27)に準じて記載すること。
- (14) 関係会社の状況
第3号様式記載上の注意(28)に準じて記載すること。
- (15) 従業員の状況
第3号様式記載上の注意(29)に準じて記載すること。
- (16) 業績等の概要
第3号様式記載上の注意(30)に準じて記載すること。
- (17) 生産、受注及び販売の状況
第3号様式記載上の注意(31)に準じて記載すること。

- (18) 対処すべき課題
第3号様式記載上の注意(32)に準じて記載すること。
- (19) 事業等のリスク
第3号様式記載上の注意(33)に準じて記載すること。
- (20) 重要な契約等
第3号様式記載上の注意(34)に準じて記載すること。
- (21) 研究開発活動
第3号様式記載上の注意(35)に準じて記載すること。
- (22) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
第3号様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。
- (23) 設備投資等の概要
第3号様式記載上の注意(37)に準じて記載すること。
- (24) 主要な設備の状況
第3号様式記載上の注意(38)に準じて記載すること。
- (25) 設備の新設、除却等の計画
第3号様式記載上の注意(39)に準じて記載すること。
- (26) 株式の総数等
 - a 第3号様式記載上の注意(40)に準じて、株式の種類ごとに、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」、「発行可能株式総数」、「未発行株式数」、「発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載すること。
 - b 「発行可能株式総数」の欄には、当連結会計年度末現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。なお、当事業年度の末日後発行者情報の公表日までの間に定款に定められた発行可能株式総数に増減があった場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増減した日、増減株式数及び増減後の株式の総数を欄外に記載すること。
 - c 「発行数」の欄には、当連結会計年度末現在及び発行者情報公表日現在の発行数を記載すること。
- (27) 新株予約権等の状況
第3号様式記載上の注意(41)に準じて記載すること。
- (27-2) M S C B等の行使状況等
M S C B等の行使状況等について、株主の権利の保護を図るために必要な事項を記載すること。
- (28) ライツプランの内容
第3号様式記載上の注意(42)に準じて記載すること。
- (29) 発行済株式総数、資本金等の推移
第3号様式記載上の注意(43)に準じて記載すること。また、当連結会計年度の末日後発行者情報の公表日までに発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がある場合には、その旨、増減があった日及び増減の内訳を注記すること。なお、新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当連結会計年度の末日後発行者情報の公表日の属する月の前月末までのものについて注記すること。
- (30) 所有者別状況
第3号様式記載上の注意(44)に準じて記載すること。
- (31) 大株主の状況
第3号様式記載上の注意(75)に準じて、発行者の株主総会又は種類株主総会における議決権行使の基準日（会社法第124条第1項に規定する基準日をいう。）現在の株主の状況について、所有株式数の多い順（発行者を除く。以下この号において同じ。）に10名程度について記載すること。ただし、これにより難しい場合にあっては、当連結会計年度末現在の株主の状況について、所有株式数の多い順に10名程度について記載

すること。

(32) 議決権の状況

a 第3号様式記載上の注意(45)に準じて記載すること。

b 当連結会計年度の開始日から発行者情報の公表日までの間に、保有期間等に関する確約（第3号様式において規定する保有期間等に関する確約をいう。）を取得者等との間で締結している株式（当該株式の発行時において、既に金融商品取引所に発行株式が上場されている会社又は認可金融商品取引業協会に発行株式が店頭売買有価証券として登録されている会社にあつては、当該株式の発行価額の総額が1億円以上のものに限る。）について当該取得者により移動（譲受けを除く。）が行われた場合には、移動年月日、移動前所有者、移動後所有者、移動内容、移動理由等について、第3号様式の「第四部 株式公開情報」の「第2の3 取得者の株式等の移動状況」に準じて記載すること。

c 前bに規定する場合を除き、この(32)の記載を省略することができる。

(33) ストックオプション制度の内容

第3号様式記載上の注意(46)に準じて記載すること。

(33-2) 従業員株式所有制度の内容

第3号様式記載上の注意(46-2)に準じて記載すること。

(34) 自己株式の取得等の状況

第3号様式記載上の注意(47)に準じて記載すること。

(35) 株式の種類等

第3号様式記載上の注意(48)に準じて記載すること。

(36) 株主総会決議による取得の状況

第3号様式記載上の注意(49)に準じて記載すること。

(37) 取締役会決議による取得の状況

第3号様式記載上の注意(50)に準じて記載すること。

(38) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容

第3号様式記載上の注意(51)に準じて記載すること。

(39) 取得自己株式の処理状況及び保有状況

第3号様式記載上の注意(52)に準じて記載すること。

(40) 配当政策

第3号様式記載上の注意(53)に準じて記載すること。

(41) 株価の推移

第3号様式記載上の注意(54)に準じて記載すること。

(42) 役員の状況

第3号様式記載上の注意(55)に準じて、発行者情報の公表日現在における役員について記載すること。

(43) コーポレート・ガバナンスの状況

第3号様式記載上の注意(56)に準じて記載すること。

(44) 監査報酬の内容等

第3号様式記載上の注意(57)に準じて記載すること。

(45) 削除

(46) 経理の状況

第3号様式記載上の注意(59)に準じて記載すること。

(47) 連結財務諸表

a 第3号様式記載上の注意(60)に準じて記載すること。

b 連結財務諸表には監査報告書、中間連結財務諸表には中間監査報告書又は期中レビュー報告書を添付すること。なお、連結財務諸表等のうち、従前において特例第110条第2項第1号又は第128条第1項の規定により公表された特定証券情報又は発行者情報に含まれた連結財務諸表等と同一の内容のものであつて新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該連結財務諸表等に対する監査

報告書等によるものとする。

- (48) 連結貸借対照表
第3号様式記載上の注意(61)に準じて記載すること。
- (49) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書
第3号様式記載上の注意(62)に準じて記載すること。
- (50) 連結株主資本等変動計算書
第3号様式記載上の注意(63)に準じて記載すること。
- (51) 連結キャッシュ・フロー計算書
第3号様式記載上の注意(64)に準じて記載すること。
- (52) 連結附属明細表
第3号様式記載上の注意(65)に準じて記載すること。
- (53) 主な資産及び負債の内容
第3号様式記載上の注意(66)に準じて記載すること。
- (54) その他
第3号様式記載上の注意(67)に準じて記載すること。
- (55) 外国為替相場の推移
第3号様式記載上の注意(68)に準じて記載すること。
- (56) 発行者の株式事務の概要
第3号様式記載上の注意(69)に準じて記載すること。
- (57) 外部専門家の同意
第3号様式記載上の注意(71)に準じて記載すること。

一部改正〔平成24年12月28日、平成25年5月20日、平成27年4月30日、平成30年5月31日、令和6年4月1日、令和7年4月1日〕

別記第5号様式

プログラム情報

【表紙】

【公表書類】 プログラム情報

【公表日】 年 月 日

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【有価証券の種類】

【発行予定期間】（2）

【発行残高の上限】（3）

【公表されるホームページのアドレス】

【有価証券報告書又は発行者情報の提出状況】（4）

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO-BOND Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場債券は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO-BOND Market の上場債券の発行者に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、プログラム情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。
- 2 プログラム情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。以下この項において同じ。）は、プログラム情報のうち重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の33において準用する法第21条第1項第1号及び法第27条の34において準用する同法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO-BOND Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO-BOND Market に係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、プログラム情報の内容（プログラム情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、損害賠償責任その他の一切の責任を負いません。

- 5 このプログラム情報（法第3条各号に掲げる有価証券に係るものを除く。）は、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第2条第1項第1号に規定する特定取引所規則において定める情報として、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）第206条第2項の規定に基づき本様式に掲げる事項に関する情報が記載された場合には、法第27条の31第1項に規定する特定証券情報を構成するものです。

第一部【証券情報】（5）

第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】

- 1【新規発行社債】
- 2【社債の引受け及び社債管理の委託】
- 3【新規発行による手取金の使途】
 - （1）【新規発行による手取金の額】
 - （2）【手取金の使途】

第2【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】

- 1【売付け社債】
- 2【売付けの条件】

第3【その他の記載事項】

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

- 1【主要な経営指標等の推移】
 - 2【事業の内容】
 - 3【関係会社の状況】
- 第2【経理の状況】

【連結財務諸表等】

- （1）【連結財務諸表】
 - ①【連結貸借対照表】
 - ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】
 - ③【連結株主資本等変動計算書】
 - ④【連結キャッシュ・フロー計算書】
 - ⑤【連結附属明細表】
- （2）【主な資産及び負債の内容】
- （3）【その他】

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

第四部【発行者の保証会社の情報】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

記載事項及び記載上の注意は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、必要に応じて本国等における法制度、会計基準（特例第209条第5項に規定するものに限る。）、実務慣行等を勘案した上で、これに準じて記載することができる。本記載上の注意に記載のない事項については、第8号様式の記載上の注意に準じて記載するものとする。また、プログラム情報を英語で記載する場合には、記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。

なお、本様式に基づきプログラム情報として記載された事項及び第8号様式に基づき特定証券情報（補完）として記載された事項は、それぞれ法第27条の31第1項に規定する特定証券情報の内容を構成する。

(2) 発行予定期間

発行予定期間は1年間とする。

(3) 発行残高の上限

プログラム情報による特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を予定している有価証券の発行価額又は売付け価額（プログラムの更新の場合には、更新前のプログラム情報による有価証券の発行価額又は売付け価額を含む。）について、発行残高の上限の金額を記載すること。なお、プログラムの更新とは、プログラム上場を行った者が、有価証券の種類の変更を伴うことなく、当該プログラム上場に係るプログラム情報に記載された発行予定期間の末日の翌日から発行予定期間が開始するプログラム情報を新たに提出する場合をいう。

(4) 有価証券報告書又は発行者情報の提出状況

既に1年間継続して有価証券報告書又は発行者情報を公表している発行者は、その旨を記載すること。この場合においては、本様式第二部の記載を省略することができる。

(5) 証券情報

当該有価証券について引受けを予定する金融商品取引業者のうち主たるものの名称を除いては、記載事項の全部又は一部の記載を省略することができる。元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。

(6) 当該有価証券以外の有価証券に関する事項

法第3条各号に掲げる有価証券に関するプログラム情報を提出する場合においては、本様式第三部の記載を省略することができる。

(7) マルティッシュュアーの場合の特例

特例第206条第5項の規定に基づき複数の者が共同してプログラム情報を提出する場合においては、【発行者の名称】から【事務連絡者氏名】までについては、当該複数の者すべてについてそれぞれ記載するものとし、【発行残高の上限】に記載する金額は、発行予定期間における当該複数の者の合計の発行残高の上限を記載するものとする。また、第二部【企業情報】第2【経理の状況】の末尾に、当該複数の者の財務諸表等を記載するものとする。

一部改正〔平成24年12月28日〕

別記第6号様式

プログラム上場に係る確約書

年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

主たる事務所の所在地 _____

提 出 者 名 _____ 印

代表者の役職氏名 _____ 印

_____（以下「提出者」という。）は、プログラム情報を株式会社東京証券取引所（以下「貴取引所」という。）に提出するにあたって、下記の事項を確約します。

記

1. プログラム情報の提出、当該プログラム情報に基づく新規上場申請及び上場適格性の調査・確認において貴取引所に提出する書類には、必要となる内容を漏れなく記載し、かつ、記載した内容はすべて真実であること。
2. 貴取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定（以下「諸規則等」という。）のうち、提出者及び当該プログラム情報に基づき上場される債券（以下「上場債券」という。）に適用のあるすべての規定を遵守すること。
3. 諸規則等に基づいて、貴取引所が行う上場債券に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。
4. 本確約から生じる又は上場債券に関する提出者と貴取引所との間の一切の訴訟等については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすること。

以上

（本確約書は、本確約書に準じて英語で記載したものを提出することができます。）

別記第7号様式

上 場 契 約 書

年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

主たる事務所の所在地 _____

発 行 者 名 _____ 印

代 表 者 の 役 職 氏 名 _____ 印

_____（以下「発行者」という。）は、その発行する債券を上場するについて、株式会社東京証券取引所（以下「貴取引所」という。）が定めた下記の事項を承諾します。

記

1. 貴取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定（以下「諸規則等」という。）のうち、発行者及び上場される発行者の債券（以下「上場債券」という。）に適用のあるすべての規定を遵守すること。
2. 諸規則等に基づいて、貴取引所が行う上場債券に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。
3. 本契約から生じる又は上場債券に関する発行者と貴取引所との間の一切の訴訟等については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすること。

以上

（本契約書は、本契約書に準じて英語で記載したものを提出することができます。）

別記第8号様式

特定証券情報

【表紙】

【公表書類】 特定証券情報

【公表日】 年 月 日

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【有価証券の種類】

【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

【有価証券報告書の提出状況】

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO-BOND Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場債券は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO-BOND Marketの上場債券の発行者に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、特定証券情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。
- 2 特定証券情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、特定証券情報のうち重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の33において準用する法第21条第1項第1号及び法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO-BOND Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO-BOND Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、特定証券情報の内容（特定証券情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【証券情報】

第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】

1 【新規発行社債】（4）

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行価格（円）	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
特定投資家向け取得勧誘の方法	
申込証拠金（円）	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
格付に関する情報	

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】（5）

（1）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額（円）	引受けの条件
計	—		

（2）【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）

(2) 【手取金の使途】

第2 【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】

1 【売付け杜債】

銘柄	売付け券面額の総額又は売付け振替杜債の総額（円）	売付け価額の総額（円）	売付けに係る杜債の所有者の住所及び氏名又は名称

2 【売付けの条件】（6）

売付け価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	売付けの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	売付けの委託契約の内容

第3 【その他の記載事項】

第二部 【企業情報】（7）

第1 【企業の概況】

- 1 【主要な経営指標等の推移】
- 2 【事業の内容】
- 3 【関係会社の状況】

第2 【経理の状況】

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

- ① 【連結貸借対照表】
- ② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】
- ③ 【連結株主資本等変動計算書】
- ④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】
- ⑤ 【連結附属明細表】

(2) 【主な資産及び負債の内容】

(3) 【その他】

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】(8)

第四部【発行者の保証会社の情報】

第1【保証の対象となっている社債】(9)

第2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(10)

第3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】(11)

- 1 【会社名・代表者の役職氏名及び本店の所在の場所】
- 2 【企業の概況】
- 3 【経理の状況】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項及び記載上の注意は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲において、必要に応じて本国等における法制度、会計基準（特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）第209条第5項に規定するものに限る。）、実務慣行等を勘案した上で、これに準じて記載（「表示」を含む。以下同じ。）することができる。本記載上の注意に記載のない事項については、第3号様式の記載上の注意(1)のbからdまで及びgからjまで、(2)、(3)、(5)から(7)まで、(9)、(10)、(17)、(18)のb及びc、(19)のb及びc、(20)のb、c、e及びf、(25)から(28)まで、(65)から(67)まで、(70)並びに(71)に準じて記載するものとする。また、特定証券情報を英語で記載する場合には、記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。
- b 記載事項及び記載上の注意は、内国社債について示したものであり、内国社債以外の債券については、「社債」とあるのを「債券」と改めるなど、これに準じて記載すること。
- c 発行価格の決定前に勧誘を行う必要がある場合、「第一部 証券情報」に掲げる事項のうち、以下に掲げる事項を本様式に基づく特定証券情報（特定証券情報（補完）を除く。）において公表しないことができる。この場合において、当該特定証券情報において公表しなかった事項につき、その内容が決定したときは、特例第210条第2項に従い、訂正特定証券情報を公表すること。
- (a) 各社債の金額
- (b) 発行価格（又は売付け価格）
- (c) 利率（取得勧誘の場合に限る。）
- (d) 申込証拠金
- (e) 申込期間
- (f) 申込取扱場所（又は申込受付場所）
- (g) 払込期日
- (h) 利息の支払場所（取得勧誘の場合に限る。）
- (i) 引受人（又は売付けの委託を受けた者）（元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所
- (j) 引受金額及び引受けの条件（又は売付けの委託契約の内容）
- (k) 社債管理者又は社債の管理会社の名称及びその住所（取得勧誘の場合に限る。）
- (1) 社債管理者又は社債の管理会社の委託の条件（取得勧誘の場合に限る。）

(2) 本様式表紙の記載の特例

発行者がプログラム情報を提出しており、当該プログラム情報に係る特定証券情報（補完）を公表する場合には、本様式の表紙の「有価証券の発行価額又は売付け価額の総額」と「取引所金融商品市場等に関する事項」の間に、次に掲げる事項を記載するものとする。この場合において、「プログラム情報の内容」欄には、プログラム情報に記載した各記載項目の内容を記載すること。

【プログラム情報の内容】

公表日	
発行予定期間	
発行残高の上限	

(3) 本様式第一部の記載の特例

発行者がプログラム情報を提出しており、当該プログラム情報に係る特定証券情報（補完）を公表する場合で、かつ、当該プログラム情報に本様式第一部に掲げる事項が記載されている場合には、当該プログラム情報の記載を参照すべき旨を記載して、本様式第一部の当該事項の記載を省略することができる。

なお、この場合において、発行者が提出したプログラム情報に記載された事項及び本様式に基づき特定証券情報（補完）として記載された事項は、それぞれ法第27条の31第1項に規定する特定証券情報の内容を構成する。

(4) 新規発行社債

- a 「銘柄」の欄には、「第何回無担保社債（担保提供禁止特約付）」、「第何回無担保社債（担保提供限定特約付）」、「第何回無担保社債（社債間限定同順位特約付）」のように記載すること。
- b 当該新規発行社債が振替社債である場合には、「記名・無記名の別」の欄への記載を要しない。
- c 「発行価格」の欄には、券面額100円についての発行価額を記載すること。
- d 「振替機関」の欄には、振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下このdにおいて同じ。）を定めている場合の当該振替機関の名称及び住所を記載すること。
- e 「特定投資家向け取得勧誘の方法」の欄には、株主優先募入及び打切発行（社債の応募額が発行価額の総額に達しなくとも当該社債が成立する旨社債申込証に記載した場合における発行をいう。）等の特定投資家向け取得勧誘の方法の概要について記載すること。
- f 「利息支払の方法」の欄には、利息の計算期間、支払場所等を記載すること。利息の支払場所を記載しないで特定証券情報を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- g 「償還の方法」の欄には、償還金額、償還の方法（買入消却、任意償還、減債基金等）を記載すること。
- h 「担保の保証」の欄には、保証が付されている場合に、その内容及び条件等を記載すること。
- i 「発行価格」、「利率」又は「申込取扱場所」の記載をしないで本様式に基づく特定証券情報（特定証券情報（補完）を除く。）を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- j 「発行価格」を記載しないで本様式に基づく特定証券情報（特定証券情報（補完）を除く。）を提出する場合には、「発行価額の総額」は特定証券情報提出日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。
- k 「財務上の特約」の欄には、当該発行に係る社債において社債権者保護のために設定されている財務上の特約で、一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有するもの及びその効果に変更を与えるものについて、担保提供制限とその他の条項（純資産額維持、利益維持、担付切換等）に分けて、その内容を記載すること。
また、当該発行に係る社債についての保証会社に関して財務上の特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。

- l 「格付に関する情報」の欄には、当該発行に係る社債について、発行者の申込みにより格付を付与した格付業者の名称を記載すること。なお、複数の格付業者から格付を取得している場合には、これらのすべてについて記載すること。

(5) 社債の引受け及び社債管理の委託

- a 社債管理者を設置する場合であって、社債管理者が決定していないときには、委託契約を締結する予定の社債管理者を記載すること。
- b 「引受けの条件」の欄には、買取引受け・残額引受け等の別、引受人に支払う手数料等を記載すること。
- c 「委託の条件」の欄には、社債管理者に支払う手数料等を記載すること。
- d 「引受人の氏名又は名称及び住所」、「引受金額及び引受けの条件」、「社債管理者の名称及び住所」又は「委託の条件」を記載しないで本様式に基づく特定証券情報（特定証券情報（補完）を除く。）を公表する場合には、これらの決定予定時期を注記すること。

(6) 売付けの条件

「売付け価格」の欄には、券面額100円又は振替社債の金額100円についての売付け価額を記載すること。

(7) 本様式第二部の記載の特例

a 継続開示会社

1年間継続して有価証券報告書を公表している発行者は、表紙にその旨を記載すること。この場合においては、本様式第二部の記載を省略することができる。

b 発行者情報の参照方式

1年間継続して発行者情報を公表している発行者は、法第27条の31第3項の規定により、当該発行者に係る直近の発行者情報及び訂正発行者情報（以下「参照情報」という。）を参照すべき旨を記載したときは、本様式第二部の記載を省略することができる。この場合において、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第4条第2項第1号に掲げる特定取引所規則において定める方法は、本様式に第二部として「参照情報」の項目を設け、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第2条第2項第1号ハ及びニ（対象となる有価証券が特定有価証券である場合には、同項第2号ハ及びニとする。）に掲げる事項に関する情報については参照情報を参照すべき旨を記載し、参照情報の名称、公表年月日及び参照情報を公表しているホームページのアドレスを記載する方法とする。

c プログラム情報を公表している場合

1年間継続して有価証券報告書又は発行者情報のいずれも公表していない発行者が、プログラム情報を公表しており、当該プログラム情報に係る特定証券情報（補完）を公表する場合には、当該プログラム情報の第二部を参照すべき旨を記載したときには、本様式第二部の記載を省略することができる。

(8) 経理の状況

a 連結財務諸表等について、特例第209条第5項に規定する会計基準のうちいずれかの会計基準によって作成されたものであるかを記載すること。

b 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令又は準則の定めるところにより若しくはこれらに準じて連結財務諸表等を作成している場合には、その旨を記載すること。

c 連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。

d 連結財務諸表等について監査証明を受けている監査法人の名称を記載すること。また、最近2連結会計年度等において監査法人の異動があった場合には、その旨を記載すること。

e 最近連結会計年度等において決算期を変更した場合には、その旨及び変更の内容を記載すること。

(9) 連結財務諸表

a 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、最近連結会計年度の比較情報を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

b 連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c 連結財務諸表に対する監査報告書は、連結財務諸表に添付すること。

(10) 連結貸借対照表

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げること。

(11) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を掲げること。

- (12) 連結株主資本等変動計算書
最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書を掲げること。
- (13) 連結キャッシュ・フロー計算書
最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。
- (14) 本様式第三部の記載の特例
 - a 継続開示会社
1年間継続して有価証券報告書を公表している発行者は、表紙にその旨を記載すること。この場合においては、本様式第三部の記載を省略することができる。
 - b 継続開示会社以外の発行者
当該有価証券以外の有価証券に関する事項を記載すること。ただし、本様式第二部において、当該有価証券以外の有価証券に関する事項を記載している場合には、本様式第三部の記載を省略することができる。
- (15) 保証の対象となっている社債
当該公表が売付けに係るものである場合に、保証の対象となっている社債について、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債の総額、償還額、発行者の最近事業年度末日の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。
- (16) 継続開示会社たる保証会社に関する事項
当該公表に係る社債が保証の対象となっており、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者である場合には、その旨を記載すること。
- (17) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項
 - a 当該公表に係る社債が保証の対象となっており、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者でない場合に記載すること。
 - b 「2 企業の概況」及び「3 経理の状況」の事項については、本様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」及び「第2 経理の状況」に準じて記載すること。
なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

一部改正〔平成24年12月28日、平成25年5月20日〕

別記第9号様式

新規上場申請に係る宣誓書

年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

主たる事務所の所在地 _____

発 行 者 名 _____ 印

代表者の役職氏名 _____ 印

_____ は、株式会社東京証券取引所（以下「貴取引所」という。）への新規上場申請に関し、下記のとおり宣誓します。

記

1. 新規上場申請並びに上場適格性の調査及び確認において貴取引所に提出する書類には、必要となる内容を漏れなく記載しており、かつ、記載した内容はすべて真実です。
2. 前項の規定又は貴取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について違反事実が判明した場合には、それに関して貴取引所が行う一切の措置に対して異議を申し立てません。

以上

（本宣誓書は、本宣誓書に準じて英語で記載したものを提出することができます。）

別記第10号様式

発行者情報

- 【表紙】
- 【公表書類】 発行者情報
- 【公表日】 年 月 日
- 【発行者の名称】
- 【代表者の役職氏名】
- 【本店の所在の場所】
- 【電話番号】
- 【事務連絡者氏名】
- 【取引所金融商品市場等に関する事項】
- 【公表されるホームページのアドレス】
- 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO-BOND Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場債券は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO-BOND Marketの上場債券の発行者に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法第21条第1項に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうち重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、同法第27条の34において準用する同法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO-BOND Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO-BOND Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

- 1【主要な経営指標等の推移】
- 2【事業の内容】
- 3【関係会社の状況】

第2【経理の状況】

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

- ①【連結貸借対照表】
- ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】
- ③【連結株主資本等変動計算書】
- ④【連結キャッシュ・フロー計算書】
- ⑤【連結附属明細表】

(2) 【主な資産及び負債の内容】

(3) 【その他】

第二部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

(記載上の注意)

第8号様式の記載上の注意に準じて記載（「表示」を含む。以下同じ。）するものとし、適宜必要な読み替えを行うものとする。

記載事項及び記載上の注意は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、必要に応じて本国等における法制度、会計基準（特例第209条第5項に規定するものに限る。）、実務慣行等を勘案した上で、これに準じて記載することができる。また、発行者情報を英語で記載する場合には、記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。

一部改正〔平成24年12月28日〕

別記第 11 号様式

J－A d v i s e r 契 約 書

年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本 店 所 在 地 _____

商 号 又 は 名 称 _____ 印

代表者の役職氏名 _____ 印

_____（以下「当社」という。）は、J－A d v i s e r の資格を取得するについて、株式会社東京証券取引所（以下「貴取引所」という。）が定めた下記の事項を承諾します。

記

- 1．貴取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある定款、業務規程、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例、その他の規則（以下「諸規則等」という。）のうち、J－A d v i s e r に適用のあるすべての規定を遵守すること。
- 2．諸規則等に基づいて貴取引所が当社に対して行う、命令、手続き、処分（J－A d v i s e r 資格の取消し又は一時停止、警告、違約金の賦課を含むがこれらに限られない。）に従うこと。
- 3．当社がJ－A d v i s e r 資格を喪失する場合は、その喪失により発生した損害について当社が一切の責任を負わなければならないこと。また、当社は、貴取引所並びに、関係する取引参加者、他のJ－A d v i s e r 及び上場会社に対し、一切迷惑をかけないこと。
- 4．貴取引所からの契約の内容の変更について通知された場合で、当社が所定の期日までに異議の申出を行わないときは、その変更について同意したものとすること。
- 5．当社と貴取引所との間の一切の訴訟については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすること。

以上

別記第 12 号様式

上 場 適 格 性 に 係 る 宣 誓 書

年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本 店 所 在 地

商 号 又 は 名 称 印

代表者の役職氏名 印

J－A d v i s e r の商号又は名称

J－A d v i s e r が担当する上場会社又は新規上場申請者（以下「申請会社」という。）の商号又は名称

本宣誓書が適用される有価証券の詳細（e x . 発行株式数、株式の種類、1 単元の株式数）

上場予定日（該当する場合）

当社は、申請会社に対して、必要にして十分な注意を払い調査・確認を行い、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に規定されている全ての関連事項を検討いたしました。その中で当社は、申請会社が、この申請に関し、特例第2 編第2 章又は第3 章に規定されている上場に必要の要件及び義務を満たしていることを、当社の合理的な判断において、確認しています。当社は、申請会社が特例第113条に規定する上場適格性要件を有することをここに宣誓いたします。

(1) 新規上場申請者が、当取引所の市場の評価を害さず、当取引所に上場するに相応しい会社であること	適合・不適合
(2) 新規上場申請者が、事業を公正かつ忠実に遂行していること	適合・不適合
(3) 新規上場申請者のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が、企業の規模や成熟度等に応じて整備され、適切に機能していること	適合・不適合
(4) 新規上場申請者が、企業内容、リスク情報等の開示を適切に行い、この特例に基づく開示義務を履行できる態勢を整備していること	適合・不適合
(5) 反社会的勢力との関係を有しないことその他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項	適合・不適合

担当 J－Q S 役職氏名*

※ 担当 J－Q S については、申請会社ごとに1 名以上選任していただきます。

以上

別記第 13 号様式

上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目

年 月 日

調査及び確認の結果、上場適格性要件を満たしていると判断した項目について、右欄にチェックを入れてください。	
(1) 新規上場申請者が、当取引所の市場の評価を害さず、当取引所に上場するに相応しい会社であること	
新規上場申請者の企業グループに対する必要かつ適切なデュー・ディリジェンス（以下「DD」という。）を実施すること。当該DDにおいては、新規上場申請者の企業グループの事業内容に関する事項（ビジネスモデル、事業環境、リスク要因等を含む。）、財務に関する事項及び法務に関する事項（設立準拠国及び営業活動国の法制度等事業運営に重大な影響を与える事項等を含む）等について、必要かつ適切な調査及び確認を実施すること。	☐
DDの実施を第三者に委託する場合には、当該DDが適切な外部専門家によって実施されたこと。	☐
(2) 新規上場申請者が、事業を公正かつ忠実に遂行していること	
新規上場申請者の企業グループが、その関連当事者及びその他の特定の者との間で、取引行為その他の経営活動を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。	☐
新規上場申請者の役員が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行を損なう状況でないと認められること。	☐
(3) 新規上場申請者のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が、企業の規模や成熟度等に応じて整備され、適切に機能していること	
新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。	☐
新規上場申請者の企業グループが経営活動を有効に行うため、その内部管理体制が相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。	☐
新規上場申請者の企業グループの経営活動の安定かつ継続的な遂行及び内部管理体制の維持のために必要な人員が確保されている状況にあると認められること。	☐
新規上場申請者の企業グループがその実態に即した会計処理基準を採用し、かつ、必要な会計組織が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。	☐
新規上場申請者の企業グループにおいて、その経営活動及びその他の事項に関する法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用されていること。	☐
(4) 新規上場申請者が、企業内容、リスク情報等の開示を適切に行い、特定上場有価証券に関する有価証券上場規定の特例に基づく開示義務を履行できる態勢を整備していること	

新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められること。また、内部者取引の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。	☐
新規上場申請者の提出する特定証券情報等について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従い適切に作成されており、かつ、新規上場申請者の企業グループの業種・業態の状況を踏まえて、新規上場申請者のリスク要因として考慮されるべき事項が記載されていると認められること。	☐
(5) 反社会的勢力との関係を有しないことその他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項	
新規上場申請者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。	☐
特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に定められている、J－A d v i s e r と新規上場申請者との契約の締結に際し、新規上場申請者が特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例その関連する法令及び当該契約内容について正確に理解していることを確認し、また、新規上場申請者がJ－A d v i s e r と適切な情報交換が行える体制を整備していることを確認したこと。	☐
その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。	☐

※この書面において用いられる用語は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例において用いられる用語と同じ意義を有します。

※特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第322条に基づきこの書面を提出する場合には「新規上場申請者」を「上場会社」に読み替えるものとします。

以上